

# 資料編目次

資料の添付がある章節を記載する（ページは章. 節. 番号を示す。）。◆印：添付図

## 【総則編】

### 第 1 章 総 則

#### 第 3 節 町の現況

防災単位区别人工及び世帯数	総 1. 3. 1
◆土地利用変遷	総 1. 3. 2
気象	総 1. 3. 3
◆地形区分	総 1. 3. 4
◆地質区分	総 1. 3. 5
◆地盤区分	総 1. 3. 6

#### 第 5 節 災害危険箇所

◆風水害関連図	総 1. 5. 1
---------	-----------

## 【一般災害対策編】

### 第 1 章 災害予防対策計画

#### 第 1 節 町防災会議・災害対策本部運用計画

新富町防災会議条例	1. 1. 1
-----------	---------

#### 第 2 節 治水治山予防計画

重要水防区域	1. 2. 1
災害危険河川	1. 2. 2
河川構造物（重要樋門、樋管）	1. 2. 3
農業用ため池	1. 2. 4
農業用ため池配置図	1. 2. 5

#### 第 3 節 土砂災害防止計画

地すべり危険箇所一覧表	1. 3. 1
急傾斜地崩壊危険区域一覧表	1. 3. 2
急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	1. 3. 3
土石流危険溪流一覧表	1. 3. 4
土砂災害警戒区域指定一覧表【急傾斜】	1. 3. 5

#### 第 5 節 建築物及び文化財等災害予防計画

文化財指定（国・県・町）	1. 5. 1
--------------	---------

#### 第 9 節 危険物等災害予防計画

危険物施設現況	1. 9. 1
---------	---------

#### 第 14 節 緊急輸送体制の整備計画

緊急輸送道路ネットワーク	1. 14. 1
--------------	----------

<b>第 15 節</b>	<b>防災施設、資機材等整備計画</b>	
	着陸のための最低限所要地積……………	1. 15. 1
<b>第 16 節</b>	<b>災害備蓄物資等整備計画</b>	
	県の備蓄に係る基本的な考え方……………	1. 16. 1
	主食、副食及び調味料の調達が想定される町内主要店舗……………	1. 16. 2
<b>第 19 節</b>	<b>避難場所等整備計画</b>	
	指定緊急避難場所及び指定避難所……………	1. 19. 1
	応急仮設住宅建設候補地一覧……………	1. 19. 2
<b>第 22 節</b>	<b>要配慮者対策計画</b>	
	浸水想定区域、土砂災害危険区域内等の要配慮者利用施設一覧……………	1. 22. 1

## **第 2 章 災害応急対策計画**

<b>第 1 節</b>	<b>災害対策本部組織計画</b>	
	新富町災害対策本部条例……………	2. 1. 1
<b>第 2 節</b>	<b>災害救助法適用計画</b>	
	災害救助法（抜粋）……………	2. 2. 1
	災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）……………	2. 2. 2
<b>第 3 節</b>	<b>動員配備計画</b>	
	町の動員配備計画……………	2. 3. 1
<b>第 4 節</b>	<b>自衛隊災害派遣要請計画</b>	
	災害派遣要請書様式・知事への依頼書様式……………	2. 4. 1
	消防協定書（新田原基地）……………	2. 4. 2
<b>第 5 節</b>	<b>広域応援活動計画</b>	
	防災関連締結協定一覧……………	2. 5. 1
<b>第 6 節</b>	<b>気象予報・警報等伝達計画</b>	
	気象・火災の情報・注意報及び警報……………	2. 6. 1
	気象予報等伝達系統図……………	2. 6. 2
<b>第 7 節</b>	<b>被害情報等収集伝達計画</b>	
	被害報告表及び被害調査員名簿……………	2. 7. 1(1)
	被害報告表及び被害調査員名簿……………	2. 7. 1(2)
	被害認定の基準……………	2. 7. 2
	災害概況即報……………	2. 7. 3(1)
	被害状況即報（即報・確定報告）……………	2. 7. 3(2)
	災害に対しておられた措置の概要……………	2. 7. 3(3)
	無線放送屋外拡声子局設置……………	2. 7. 4
<b>第 8 節</b>	<b>災害広報計画</b>	
	基本法に基づく放送要請に関する協定……………	2. 8. 1(1)
	基本法に基づく放送要請に関する協定……………	2. 8. 1(2)
	基本法に基づく放送要請に関する協定……………	2. 8. 1(3)
	基本法に基づく放送要請に関する協定……………	2. 8. 1(4)

	放送要請様式	2. 8. 2
<b>第 14 節</b>	<b>救出・警備計画</b>	
	治安施設	2. 14. 1
<b>第 15 節</b>	<b>医療救護計画</b>	
	児湯医師会救急収容施設及び救急医療班員医師名簿	2. 15. 1(1)
	児湯医師会救急医療班員医師名簿	2. 15. 1(2)
	児湯医師会救急医療班員医師名簿待機医療機関（医師・スタッフ）	2. 15. 1(3)
	統括本部及び総括責任者	2. 15. 1(4)
	西都市・西児湯医師会災害医療収容施設及び災害医療班員医師名簿	2. 15. 2(1)
	西都市・西児湯医師会災害医療班員医師名簿	2. 15. 2(2)
	医療施設一覧表	2. 15. 3
	宮崎県災害拠点病院一覧表	2. 15. 4
<b>第 16 節</b>	<b>給水計画</b>	
	新富町管水道工事業協同組合	2. 16. 1
<b>第 20 節</b>	<b>緊急輸送計画</b>	
	町有車両保有台数一覧表	2. 20. 1
	緊急通行車両の証明書等	2. 20. 2
<b>第 21 節</b>	<b>防疫、清掃、食品衛生監視計画</b>	
	防疫用薬剤の調達候補店舗	2. 21. 1
<b>第 22 節</b>	<b>行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する計画</b>	
	県内火葬場一覧表	2. 22. 1
<b>第 24 節</b>	<b>文教対策計画</b>	
	学用品の調達先	2. 24. 1
<b>第 25 節</b>	<b>応急仮設住宅等計画</b>	
	公共住宅一覧	2. 25. 1
	応急危険度判定士等の協力依頼先	2. 25. 2
<b>第 33 節</b>	<b>危険物等災害応急対策計画</b>	
	宮崎県北部排出油防除協議会会則	2. 33. 1
<b>第 3 章</b>	<b>災害復旧計画</b>	
<b>第 5 節</b>	<b>被災者の生活確保計画</b>	
	災害被害者に対する町税の減免に関する条例	3. 5. 1
<b>第 6 節</b>	<b>財政援助の確保</b>	
	災害弔慰金の支給等に関する条例	3. 6. 1
	生活福祉資金貸付の概要	3. 6. 2
	母子寡婦福祉金貸付の概要	3. 6. 3

## 【地震災害対策編】

### 第2章 地震災害応急対策計画

#### 第2節 情報収集伝達計画

気象庁の震度階級……………	震2.2.1
---------------	--------

## 【津波災害対策編】

### 第2章 津波災害応急対策計画

#### 第3節 発災後の情報の収集及び通信の確保

新富町の海岸地域……………	波2.3.1
---------------	--------

#### 第8節 避難収容活動

津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書 ……………	波2.8.1
津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書…	波2.8.2

《防災単位区別人口及び世帯数》

資料 総 1.3.1

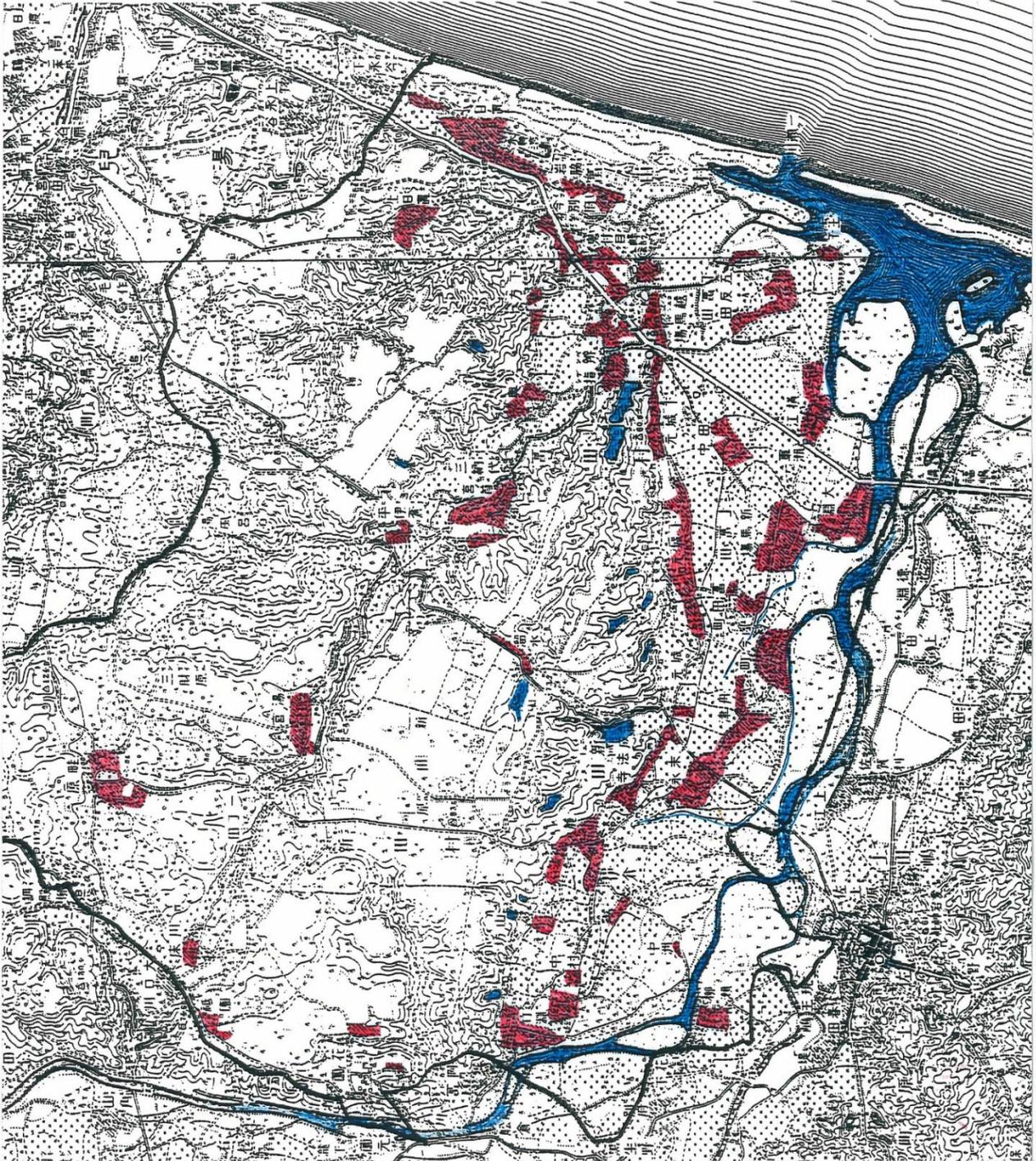
令和2年4月1日

防災単位 地区番号	地区名	小学校区	管轄消防部	面積(ha)	住民基本台帳人口				平均世帯数	人口密度
					男	女	人口	世帯数		
1	富田町	富田小学校	8部	31.29	53	55	108	49	2.20	
2	新馬場	富田小学校	8部	87.90	134	115	249	102	2.44	
3	大淵	富田小学校	8部	103.56	88	106	194	98	1.98	
4	田中	富田小学校	9部	60.98	287	323	610	259	2.36	
5	上城元	富田小学校	9部	148.80	193	184	377	189	1.99	
6	下城元	富田小学校	9部	127.09	469	458	927	368	2.52	
7	八幡	富田小学校	10部	35.59	607	580	1,187	548	2.17	
8	平田	富田小学校	10部	25.34	275	302	577	234	2.47	
9	越馬場	富田小学校	10部	15.47	149	177	326	134	2.43	
10	鬼付女	富田小学校	10部	71.41	132	139	271	108	2.51	
11	西五反田	富田小学校	11部	66.82	203	234	437	176	2.48	
12	東五反田	富田小学校	11部	46.09	88	103	191	84	2.27	
13	王子	富田小学校	11部	174.59	67	97	164	72	2.28	
14	シーサイド富田浜	富田小学校	11部	2.29	77	103	180	62	2.90	
15	江梅瀬	富田小学校	12部	82.93	69	73	142	68	2.09	
16	横江	富田小学校	12部	51.66	132	153	285	113	2.52	
17	軍瀬	富田小学校	12部	18.01	59	63	122	62	1.97	
18	平伊倉	富田小学校	13部	69.84	63	74	137	62	2.21	
19	宮之首	富田小学校	13部	71.83	47	51	98	47	2.09	
20	矢床	富田小学校	13部	114.91	25	27	52	25	2.08	
21	奥	富田小学校	13部	84.58	18	9	27	15	1.80	
22	弁指	富田小学校	14部	78.59	59	61	120	62	1.94	
23	下三納代	富田小学校	14部	117.76	166	183	349	173	2.02	
24	新町	富田小学校	14部	42.02	418	416	834	398	2.10	
25	今別府	富田小学校	14部	157.81	334	386	720	340	2.12	
26	岩脇	富田小学校	15部	76.65	142	170	312	131	2.38	
27	六反田	富田小学校	15部	27.84	192	216	408	174	2.34	
28	日之出	富田小学校	15部	9.70	12	14	26	18	1.44	
29	野中	富田小学校	15部	54.90	101	116	217	77	2.82	
30	上日置	富田小学校	16部	293.39	72	73	145	56	2.59	
31	追分	富田小学校	16部	337.75	132	161	293	146	2.01	
32	祇園原	上新田小学校	5部	89.58	67	68	135	62	2.18	
33	川床	上新田小学校	5部	86.25	122	131	253	108	2.34	
34	黒坂	上新田小学校	6部	93.13	42	49	91	37	2.46	
35	北畦原	上新田小学校	6部	60.67	22	20	42	14	3.00	
36	東畦原	上新田小学校	6部	198.91	95	111	206	87	2.37	
37	西畦原	上新田小学校	6部	76.79	141	140	281	113	2.49	
38	三財原	上新田小学校	7部	192.63	72	74	146	66	2.21	
39	湯風呂	上新田小学校	7部	242.79	40	43	83	36	2.31	
40	湯之宮	上新田小学校	7部	125.56	119	131	250	114	2.19	
41	一丁田	上新田小学校	5部	92.23	210	239	449	179	2.51	
42	十文字	上新田小学校	5部	204.96	110	124	234	94	2.49	
43	新田原	上新田小学校	7部	69.34	20	34	54	25	2.16	
44	春日	上新田小学校	5部	242.05	48	51	99	39	2.54	
45	学園台	上新田小学校	6部	1.34	45	47	92	36	2.56	
46	瀬口	新田学園小学部	1部	25.34	72	92	164	69	2.38	
47	竹淵	新田学園小学部	1部	82.15	103	135	238	103	2.31	
48	中村	新田学園小学部	1部	37.36	85	89	174	78	2.23	
49	山之坊	新田学園小学部	1部	58.39	159	166	325	136	2.39	
50	柳瀬	新田学園小学部	2部	158.03	66	69	135	55	2.45	
51	伊倉	新田学園小学部	2部	103.25	247	276	523	214	2.44	
52	麓	新田学園小学部	2部	144.48	343	396	739	319	2.32	
53	成法寺	新田学園小学部	3部	42.13	163	189	352	154	2.29	
54	溜水	新田学園小学部	3部	81.21	51	57	108	51	2.12	
55	新田新町	新田学園小学部	3部	119.83	177	182	359	164	2.19	
56	塚原	新田学園小学部	3部	20.18	67	73	140	65	2.15	
57	末永	新田学園小学部	4部	53.22	185	213	398	194	2.05	
58	舟津	新田学園小学部	4部	80.91	116	85	201	99	2.03	
59	上今町	新田学園小学部	4部	50.41	42	48	90	47	1.91	
60	下今町	新田学園小学部	4部	16.48	79	97	176	79	2.23	
61	中須	新田学園小学部	2部	65.87	31	29	60	30	2.00	
62	大和	新田学園小学部	3部	2.04	49	57	106	48	2.21	
	自衛隊基地			289.11	402	50	452			
	その他河川等			275.99						
合計				6170.00	8,453	8,787	17,240	7,365	2.34	

《土地利用変遷》 資料 総 1.3.2

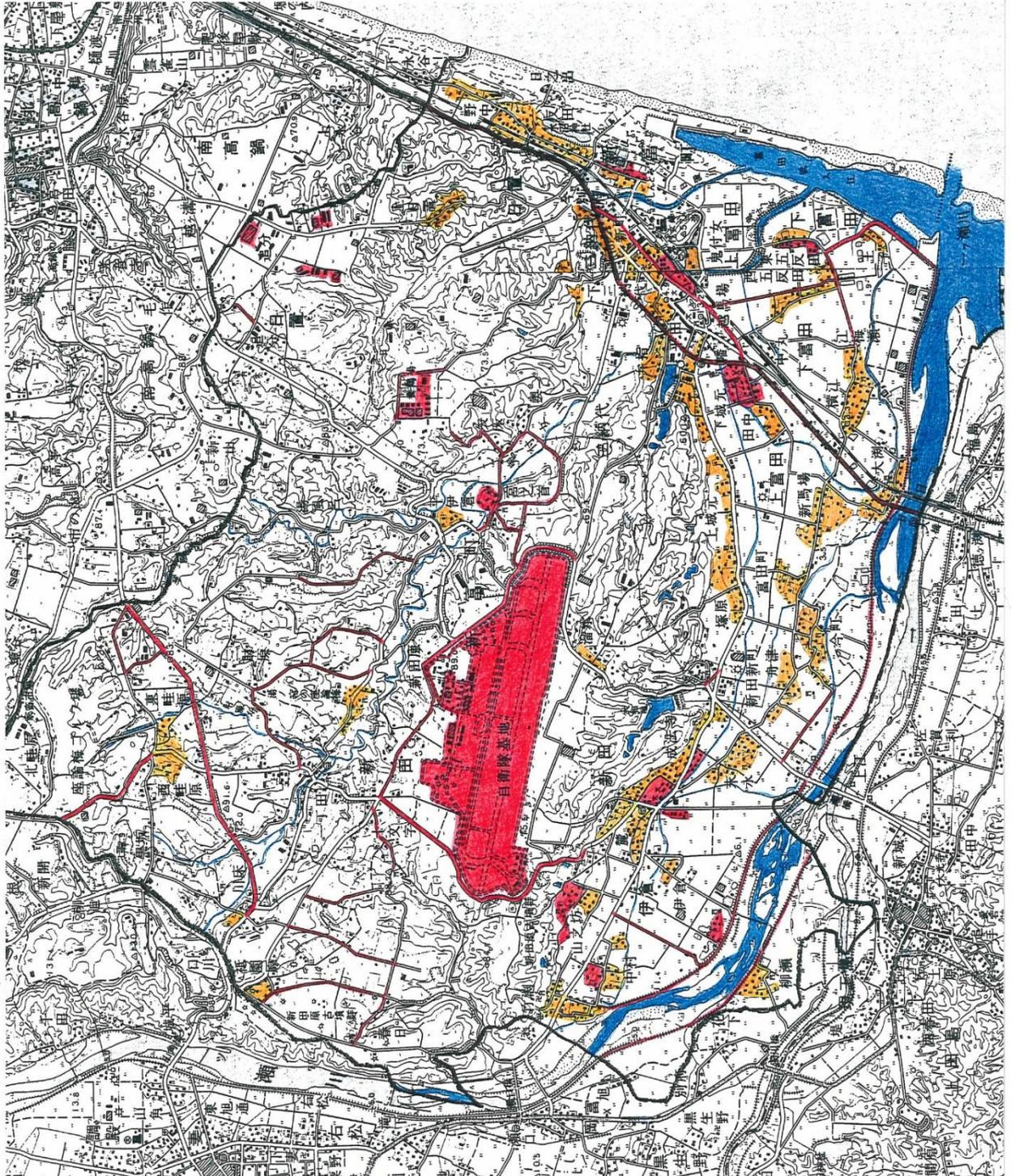
(1) 土地利用の変遷図（旧版地形図／明治37年測図）

- 赤 旧集落、住宅地等
- 青 河川、ため池等の旧水面



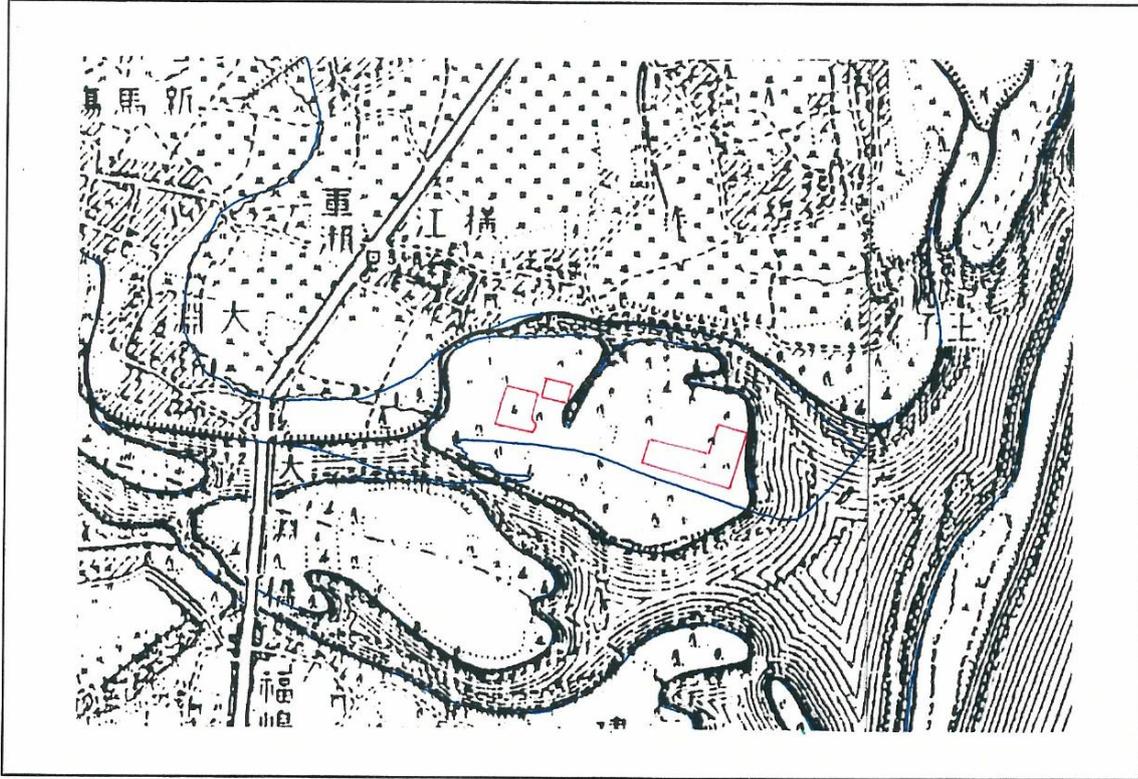
(2) 土地利用の変遷図（現行地形図／平成4年修正）

橙	旧集落、住宅地等
赤	市街地、住宅開発等の新規改変地
青	河川、ため池等の旧水面

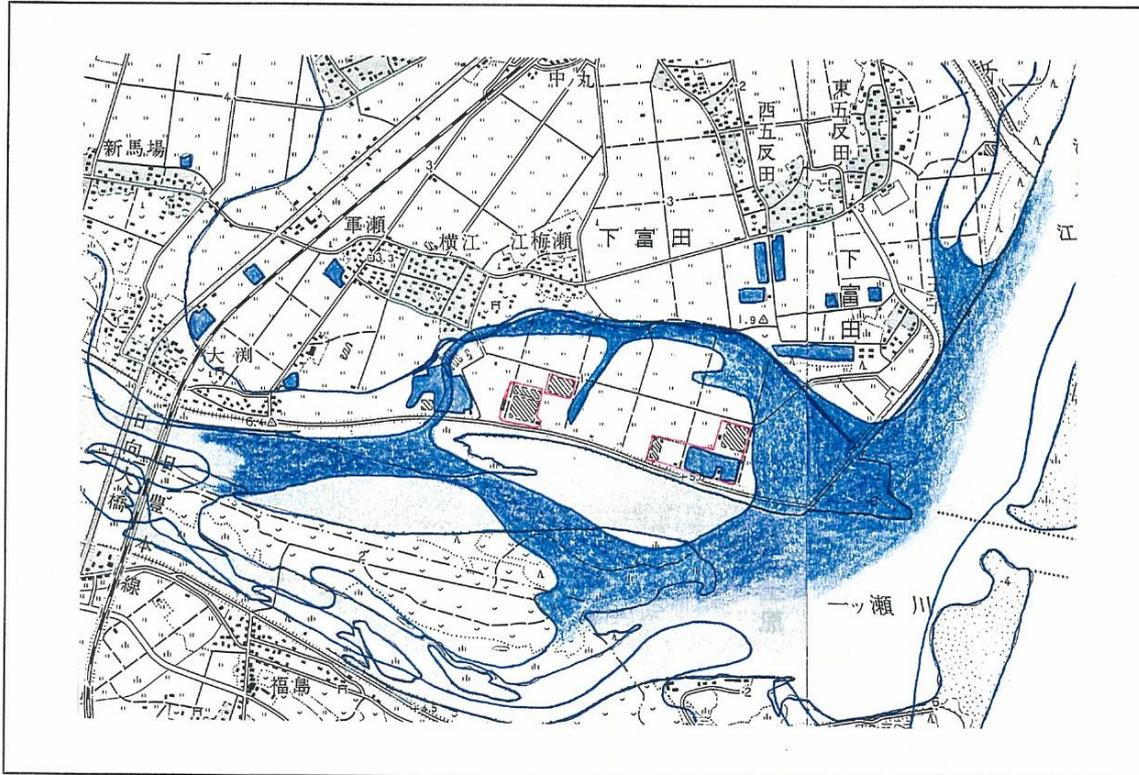


- A. 旧河川・ため池・開発等による埋立地（地震時の影響）
- A 1.....一ツ瀬川河口付近の旧河道（下富田）

旧年地形状況



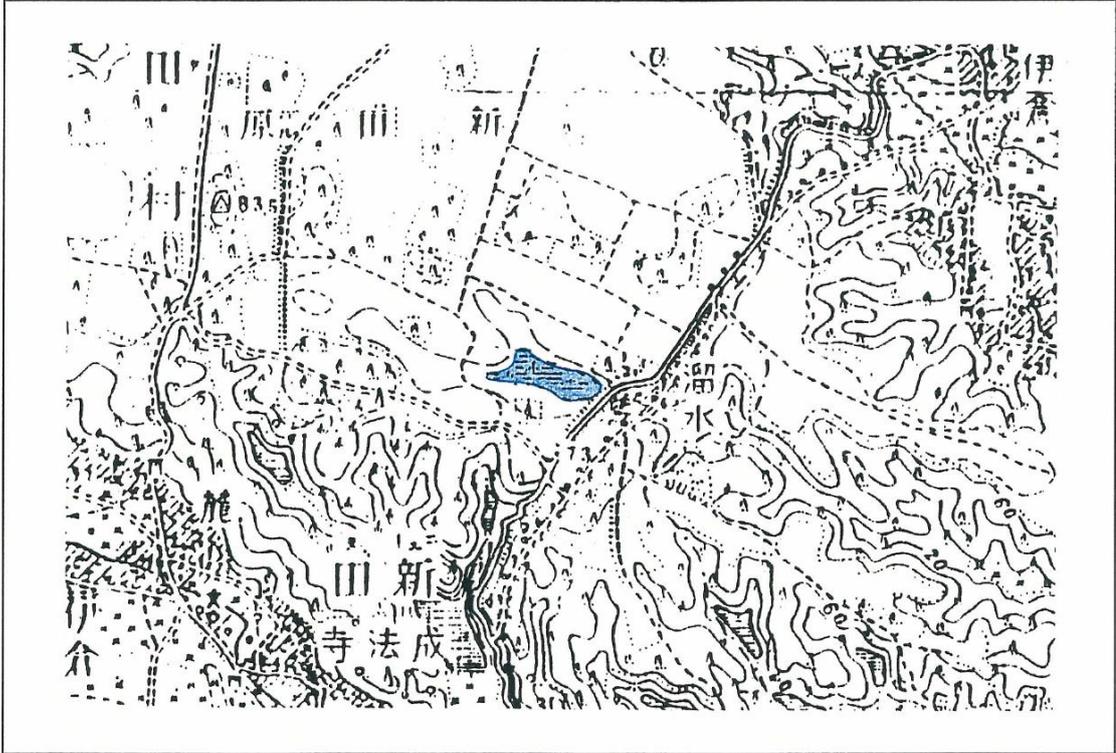
近年地形状況



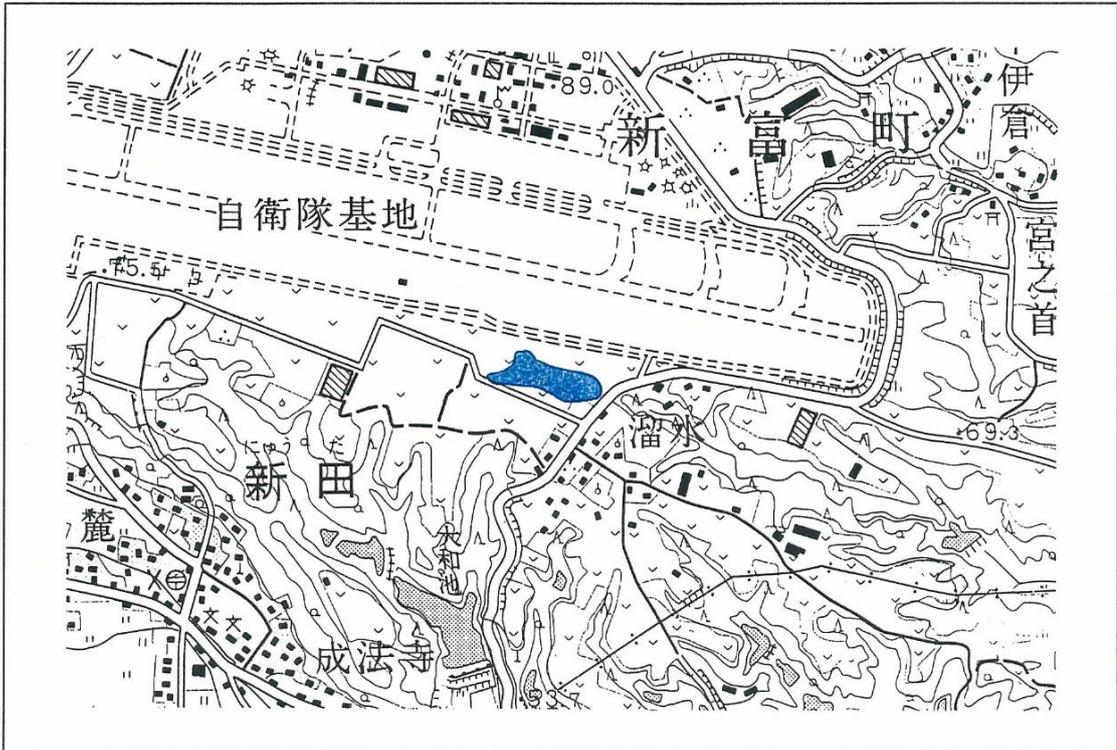
A. 旧河川・ため池・開発等による埋立地（地震時の影響）

A 2..... 新田原基地南側付近の旧ため池（溜水）

旧年地形状況



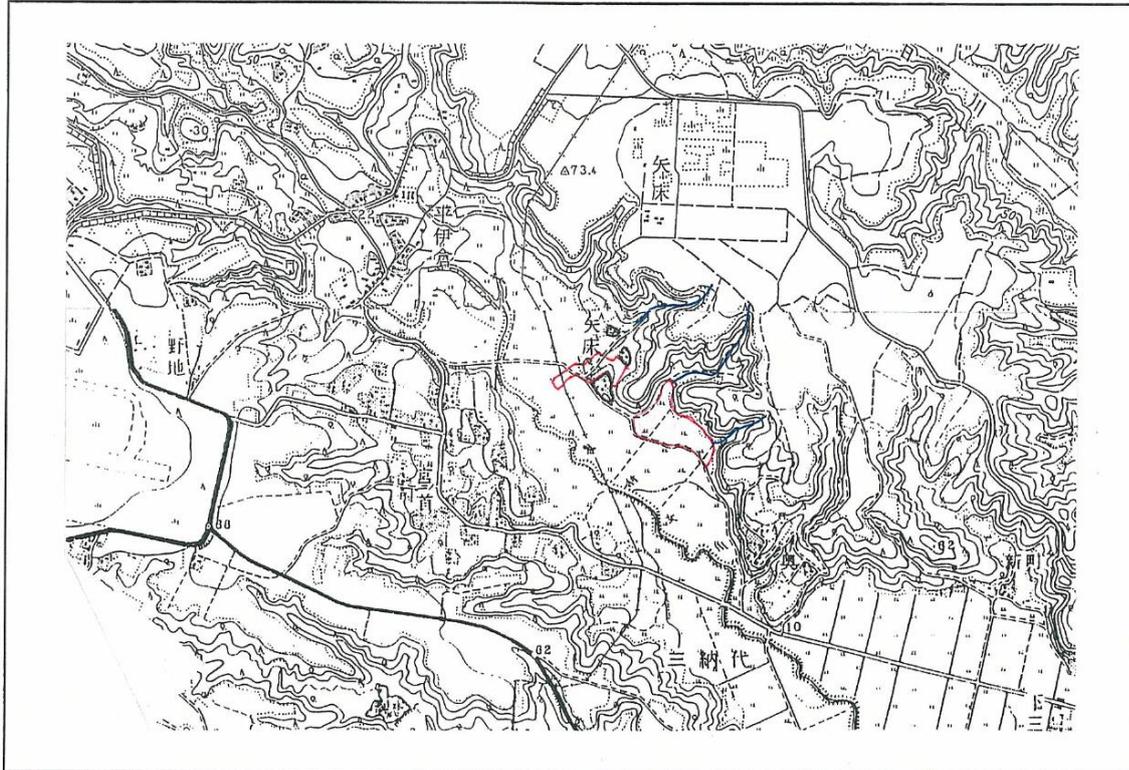
近年地形状況



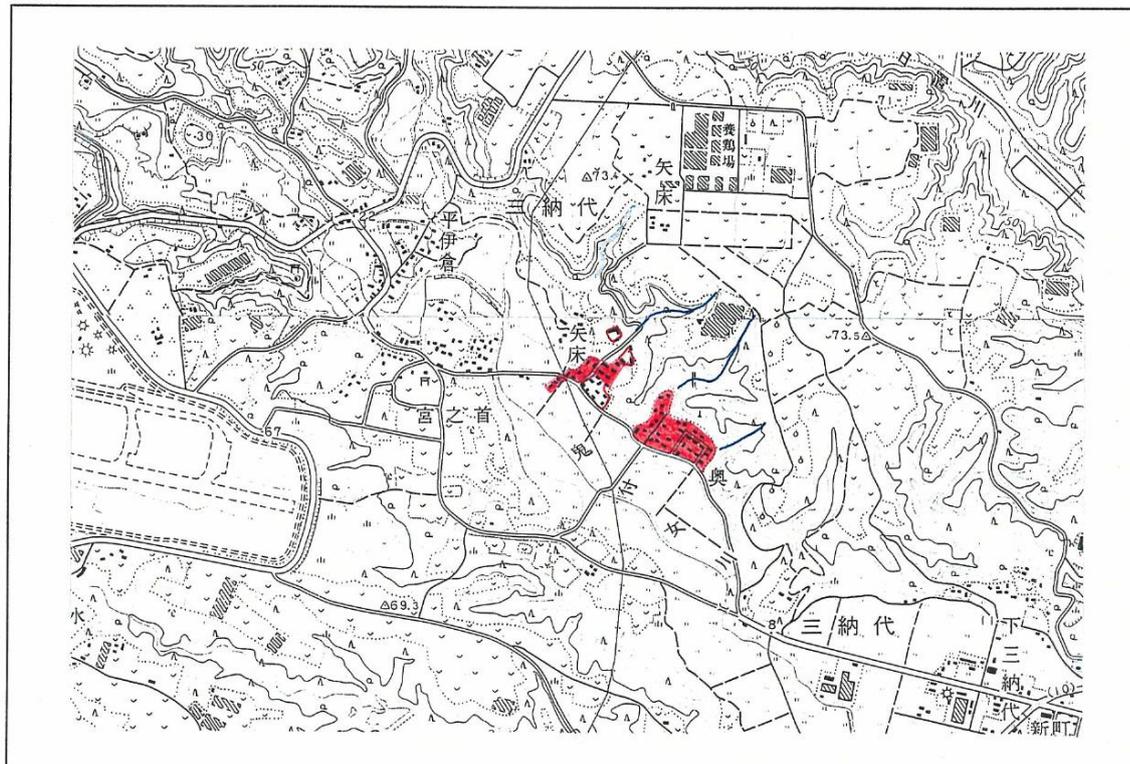
B. 土砂災害・水害危険箇所への拡大（風水害時の影響）

B 1..... 宅地等の開発（建設）による土砂災害危険箇所の増加（矢床）

旧年地形状況

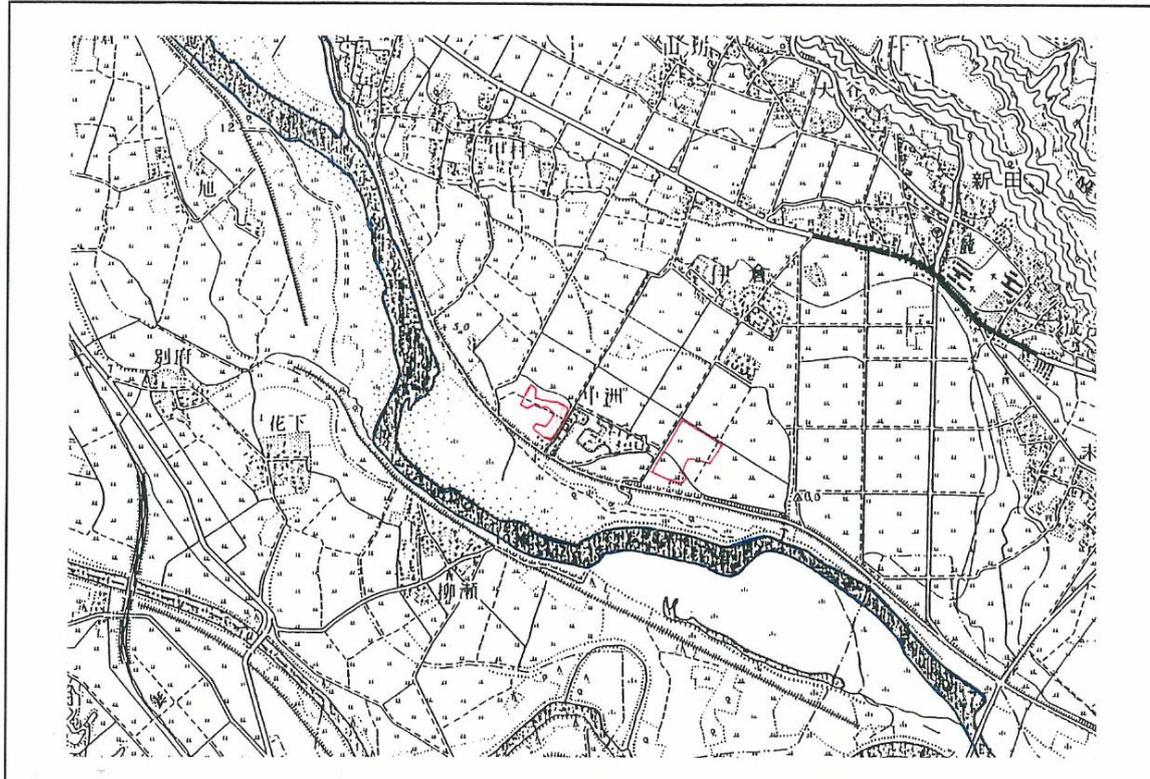


近年地形状況

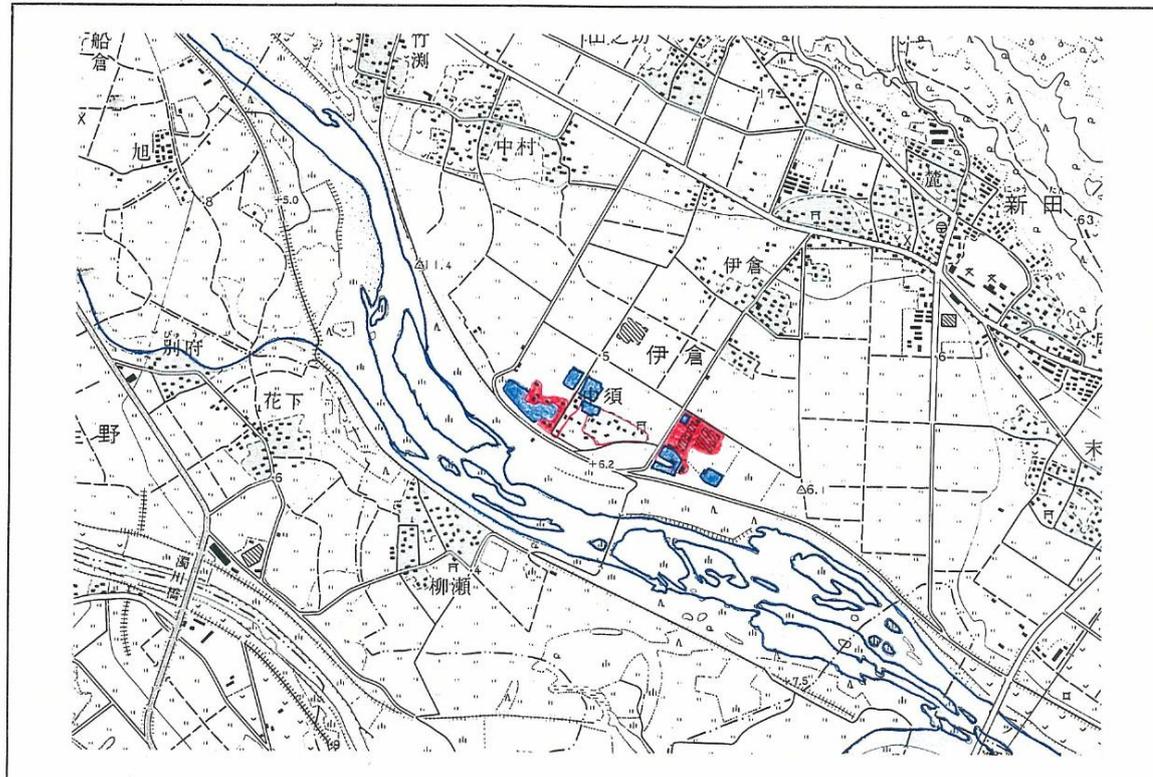


B. 土砂災害・水害危険箇所への拡大（風水害時の影響）  
B 2..... 一ツ瀬川沿いの宅地等の開発（建設）（中洲）

旧年地形状況

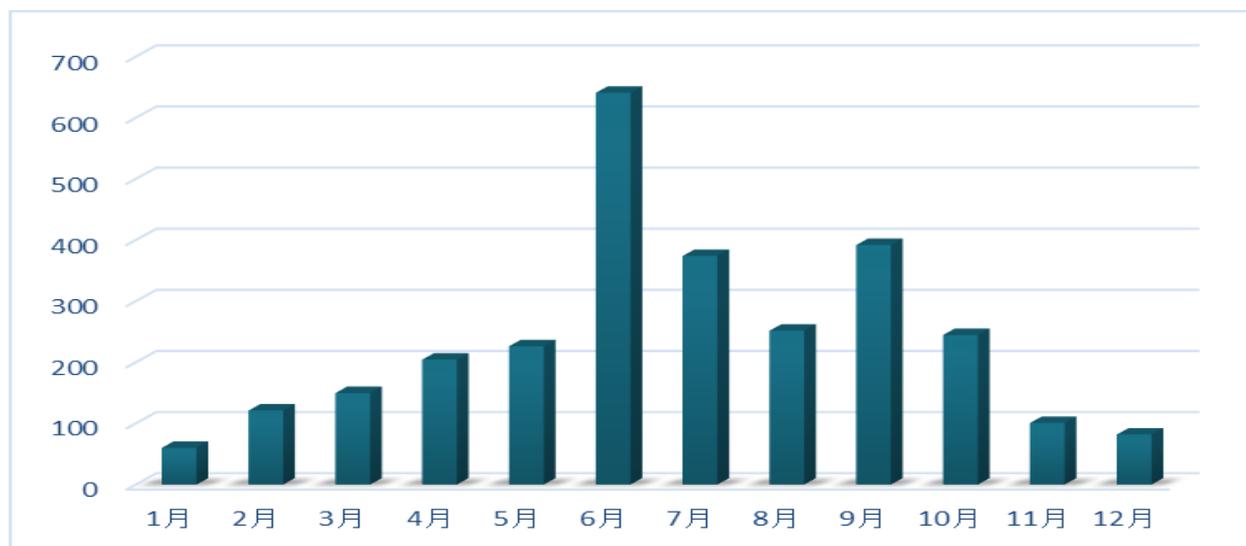


近年地形状況



《気象》 資料 総 1.3.3

平均降水量 (2010～2019)



(気象庁 HP より 観測地：宮崎)

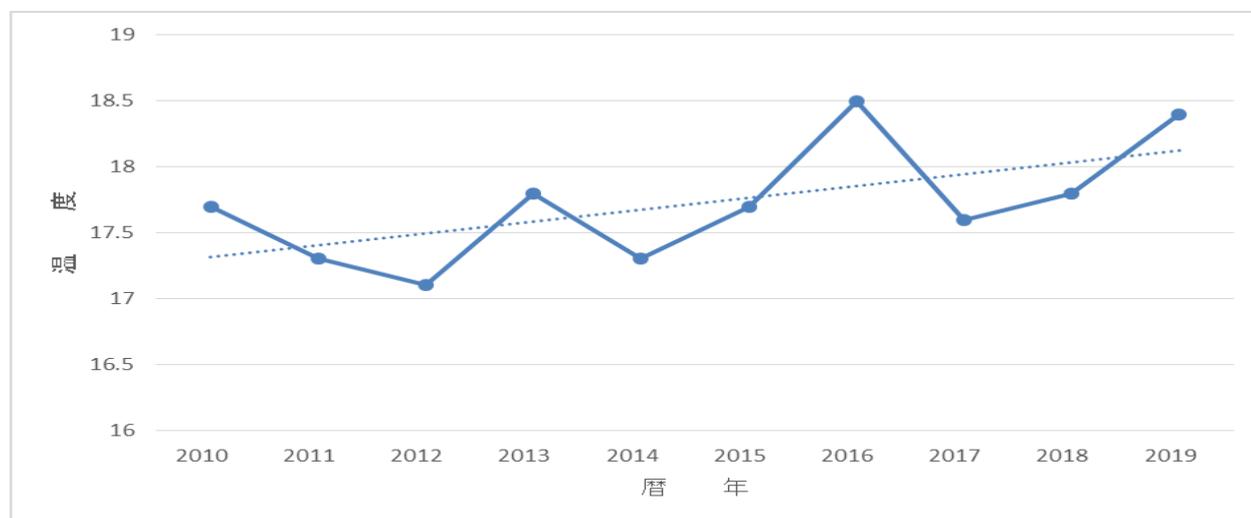
雨量 (年間及び月平均)

(単位：mm)

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2010年	45.5	148	252.5	335	233	778.5	295	225.5	85	269.5	54	89.5	234.2
2011年	3	54.5	32.5	21	293.5	744	233	191	536	290	128.5	63	215.8
2012年	53	156	182	228.5	129	955	395	358.5	434	96	111.5	93	265.9
2013年	73.5	155	49.5	204	67	698	57.5	77	216	356	35	91	173.2
2014年	22.5	213	126	197.5	223.5	592	298.5	455	264	196	105.5	38	227.6
2015年	123.5	86	120.5	338.5	115	839.5	573	274.5	244.5	19	252	207	266
2016年	111.5	102	156	240	256.5	607	388.5	55.5	670.5	245	67.5	51.5	245.9
2017年	72	48	186.5	260	222	363	124	189.5	575	556.5	117.5	7.5	226.7
2018年	63.5	94.5	179.5	59.5	408.5	479.5	579.5	342.5	568	208.5	78	106	263.9
2019年	32	155.5	212.5	161.5	314.5	355	796	349	328.5	210.5	58.5	72	253.7
月平均	60	121.2	149.7	204.5	226.2	641.1	374	251.8	392.1	244.7	100.8	81.8	

(2010年～2019年 気象庁 HP より 観測地：宮崎)

年間平均気温



(2010年～2019年 気象庁 HP より 観測地：宮崎)

最大風速風向 (月平均)

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2010年	西	西	西南西	西	西北西	西北西	西南西	東	西北西	西北西	西北西	西
2011年	西	西北西	西	西北西	西北西	西南西	西南西	西南西	西北西	西北西	西北西	西北西
2012年	西北西	西	西	西	西北西	西北西	西南西	東	西北西	西北西	西北西	西北西
2013年	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	北東	西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西
2014年	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西
2015年	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西
2016年	西北西											
2017年	西北西	西	西北西	西北西	西北西	西北西						
2018年	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西	東南東	西北西	西北西	西北西	西北西	西北西
2019年	西北西	北東	西北西	西北西	西北西	西北西						

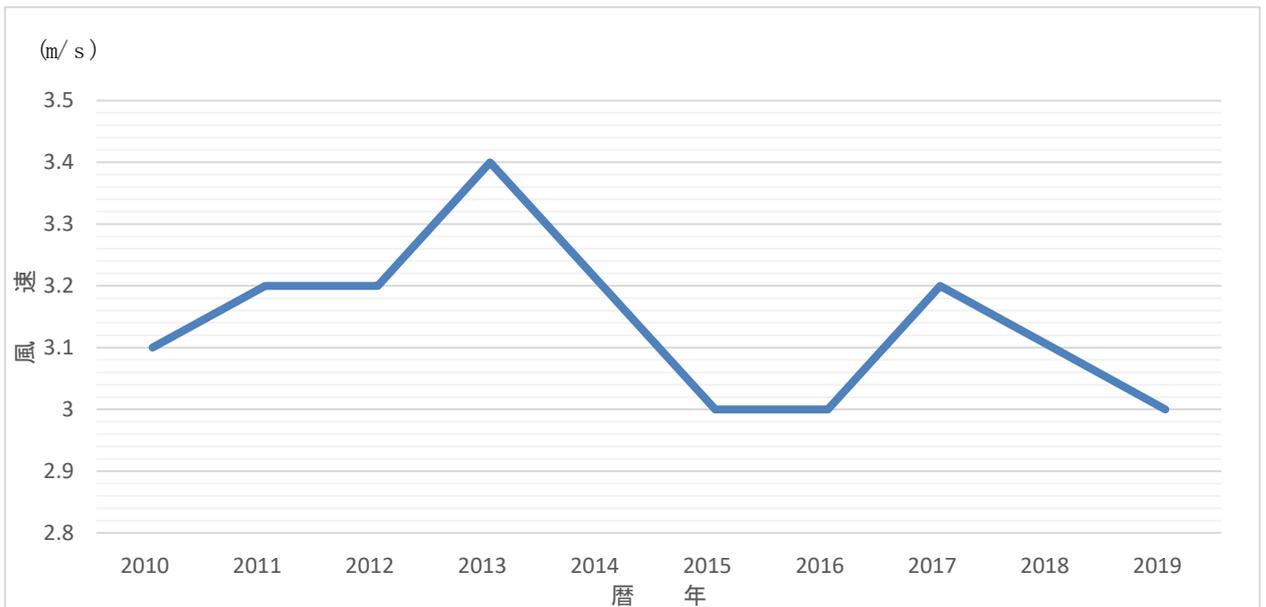
(2010年～2019年 気象庁HPより 観測地：宮崎)

風速 (年間及び月平均)

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2010年	4	3	3.3	3.1	2.9	2.8	2.9	3.4	2.9	2.6	2.9	4	3.1
2011年	4	2.9	3.8	3.7	3.3	2.6	3.9	3.4	3.6	2.6	2.5	3.1	3.2
2012年	3	3.3	3.5	3.6	3.2	2.8	3.3	3.6	2.9	2.9	3.3	3.5	3.2
2013年	3.4	3.1	3.5	3.9	3.2	3.1	3.8	3.4	3.2	3.6	3.2	3.4	3.4
2014年	3.3	2.8	3.3	3.6	3.2	2.7	3.4	3.3	2.3	3.8	2.9	4	3.2
2015年	3.8	3.4	3.2	3.3	2.8	2.2	3.2	2.9	2.6	3.1	2.7	3.2	3
2016年	3.5	3.8	2.8	3.1	3	3.1	2.9	3.1	2.9	2.4	2.6	3.5	3
2017年	3.8	4	3.4	3.4	3	2.6	3.1	3.8	3.1	3	2.7	3.4	3.2
2018年	3.5	3.3	3.5	3.4	3.3	2.8	3.2	3.2	3	3.3	2.5	2.9	3.1
2019年	3.5	3	3.6	3.3	3.3	3	2.4	3.5	3	2.8	2.8	2.9	3
月平均	3.5	3.2	3.3	3.4	3.1	2.7	3.2	3.3	2.9	3	2.8	3.3	

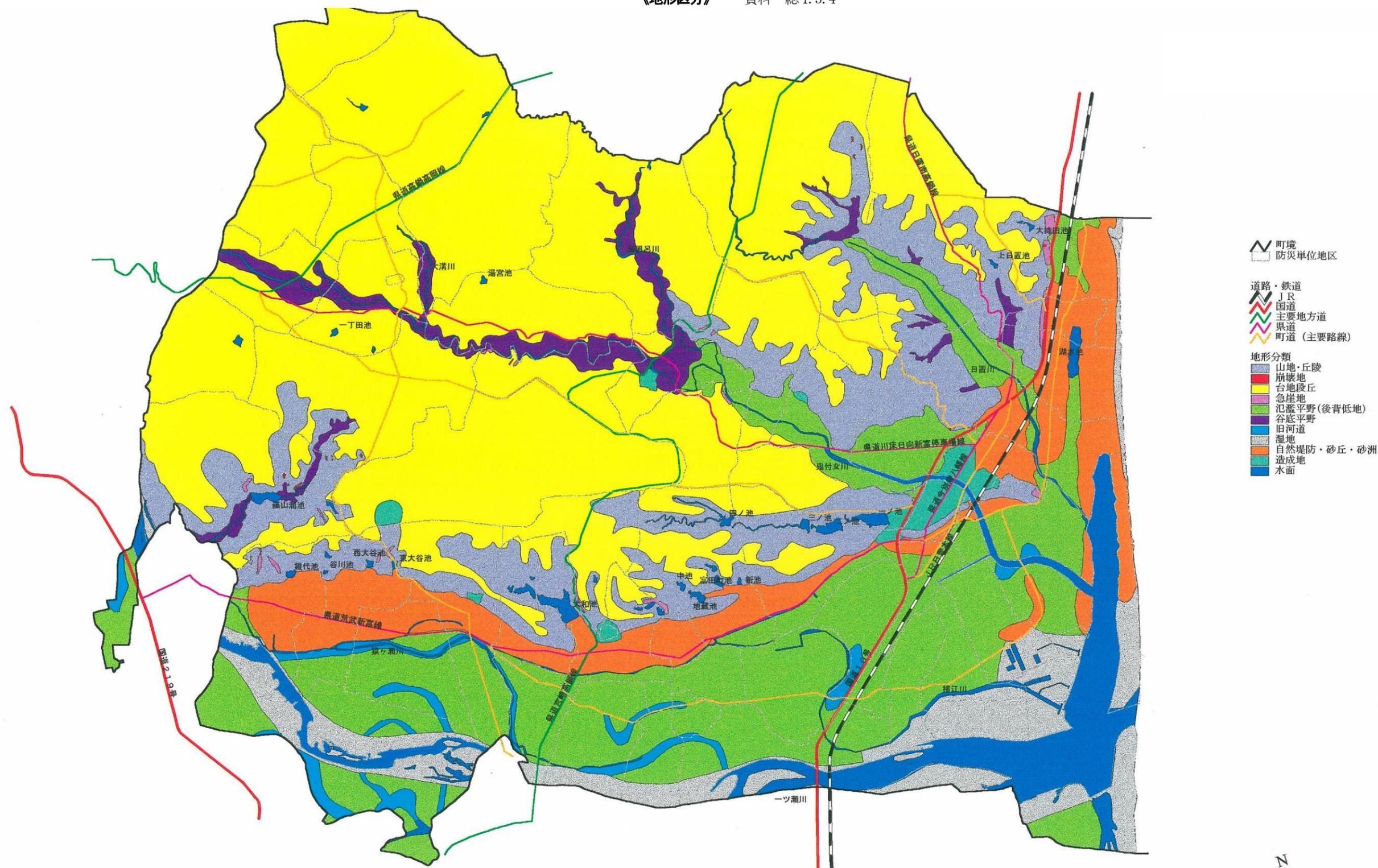
(2010年～2019年 気象庁HPより 観測地：宮崎)

年間平均風速



(2010年～2019年 気象庁HPより 観測地：宮崎)

《地形区分》 資料 総1.3.4



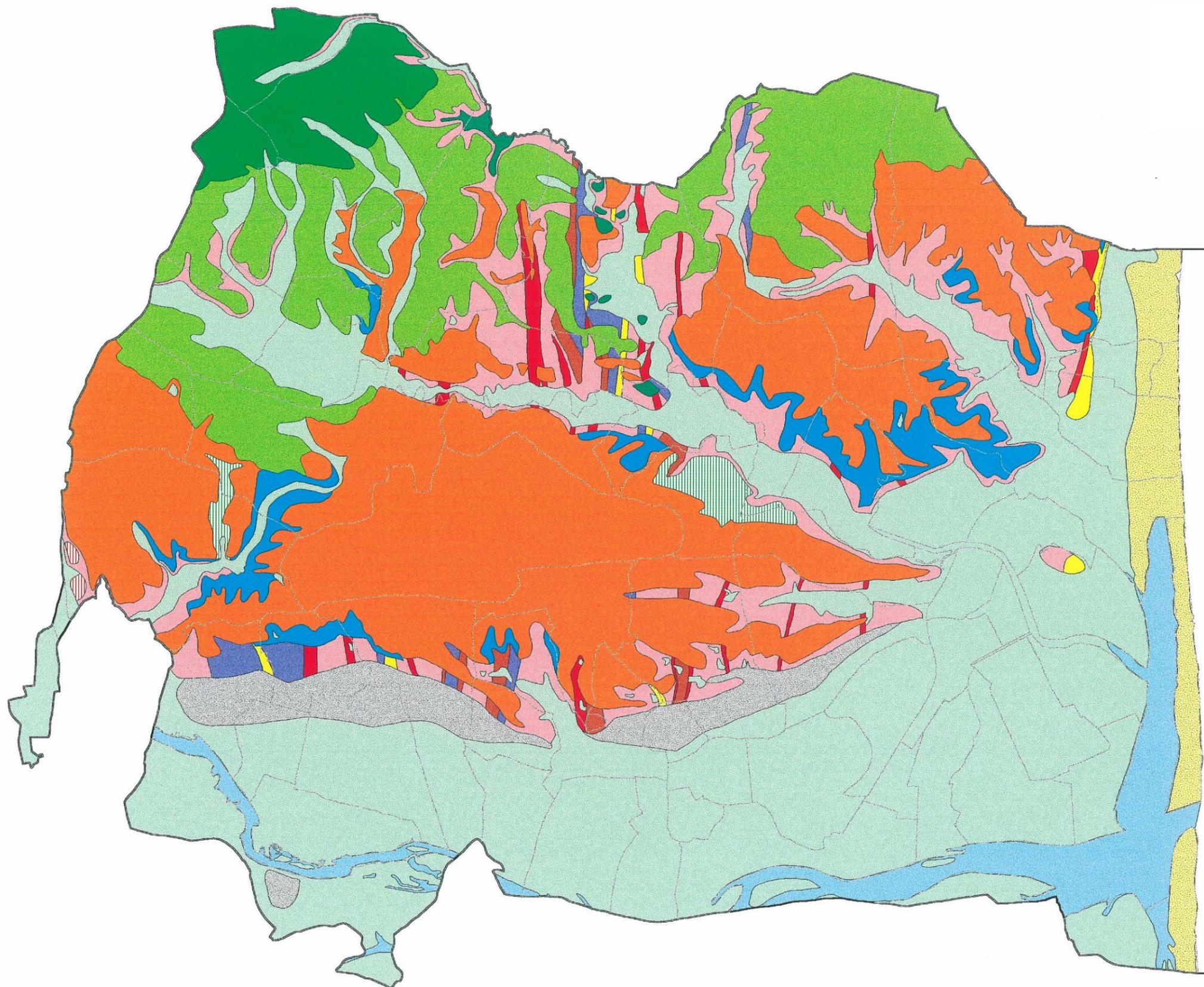
町境  
防災単位地区

道路・鉄道  
 〓 JR  
 〓 国道  
 〓 主要地方道  
 〓 県道  
 〓 町道 (主要路線)

地形分類  
 〓 山地・丘陵  
 〓 崩壊地  
 〓 台地段丘  
 〓 急崖地  
 〓 氾濫平野(後背低地)  
 〓 谷底平野  
 〓 旧河道  
 〓 湿地  
 〓 自然堤防・砂丘・砂洲  
 〓 造成地  
 〓 水面

1 0 1 2 キロメートル



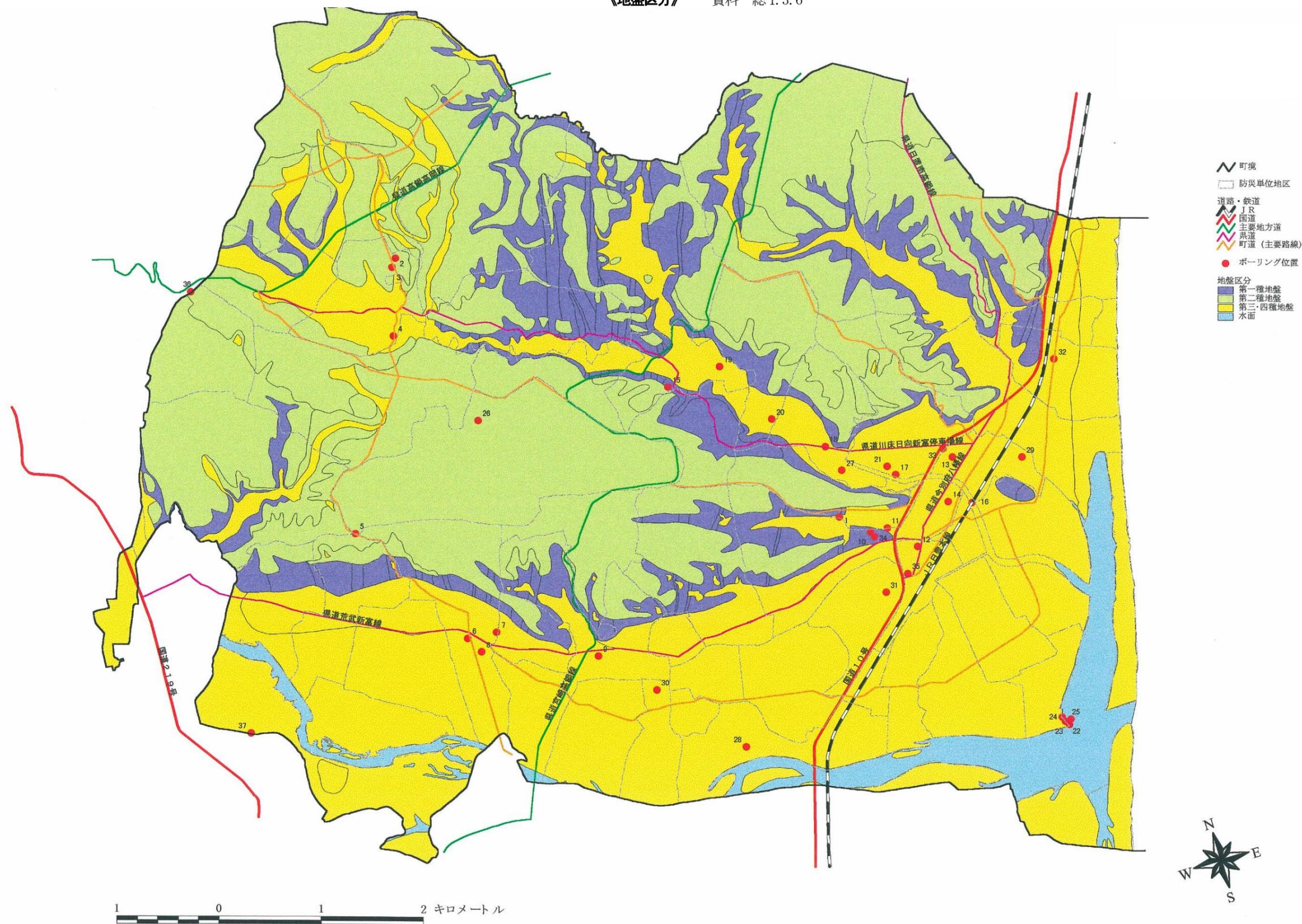


- 防災単位地区
- ∩ 町境
- 表層地質
  - 海岸砂丘砂
  - 沖積層
  - 高位の沖積面を作る堆積層
  - 河岸段丘堆積物
  - 高位河岸段丘堆積物
  - 新田原礫層
  - 三財原砂礫層
  - 茶臼原礫層
  - 通山浜層
  - 泥岩
  - 泥岩優勢層
  - 砂岩-泥岩互層
  - 砂岩優勢互層
  - 砂岩
  - 入戸軽石流堆積物 (シラス層) または礫
  - 水面

1 0 1 2 キロメートル



《地盤区分》 資料 総1.3.6







○新富町防災会議条例

昭和38年7月1日条例第17号

改正 昭和61年6月21日条例第18号

平成12年3月27日条例第5号

平成26年12月 日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、新富町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新富町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 町の地域を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 1名
  - (2) 町の区域を警備区域とする陸上自衛隊及び町に所在する航空自衛隊の部隊の長又はその指名する職員 各1名
  - (3) 町の地域において業務を行う宮崎県の機関の長又はその指名する職員 5人以内
  - (4) 町を管轄する警察署長又はその指名する職員 2人以内
  - (5) 町長が指名する町の職員 19人以内
  - (6) 教育長 1人
  - (7) 宮崎県東児湯消防組合消防長及び新富町消防団長 2人
  - (8) 町の地域において業務を行う指定公共機関及び指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する機関の長又はその指名する職員 4人以内
  - (9) その他公共団体及び公共的団体の職員のうちから町長が委嘱する者 3人以内
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者



2人以内

6 前項第8項、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再選されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月21日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。



《重要水防区域》 資料 1. 2. 1

重要水防箇所一覧表 (A)

令和2年2月現在

番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
3	一ツ瀬川	鬼付女川	新富町大字三納代字岩崎 ～唐ヶ山地先	右岸 左岸	1, 200m	流下能力不足 A	水があふれる	積土のう工	保育園 住宅地	H17、H20浸水 被害
4	一ツ瀬川	湯風呂川	新富町大字新田字五反丸 地先	右岸	50m	流下能力不足 A	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17、H19浸水 被害
5	一ツ瀬川	猿ヶ瀬川	新富町大字上富田字亀甲 ～新田字猿ヶ瀬地先	左岸 右岸	2, 100m	本川水位影響 A	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17浸水被害

重要水防箇所一覧表 (B)

高鍋土木事務所管内										
番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
3	一ツ瀬川	猿ヶ瀬川	新富町大字新田字黒瀬～ 新田字洗出地先	左岸 右岸	1, 500m	流下能力不足 B	水があふれる	積土のう工	町役場支所 住宅地	
4	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字下富田字王子 地先～字末永地先	左岸	5, 250m	堤防高不足 B 堤防断面不足 B	水があふれる	積土のう工	住宅地	

重要水防箇所一覧表 (B)

高鍋土木事務所管内										
番号	水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事態	対水防工法	背後資産の状況	備考
1	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字上富田字栢畑 地先	右岸	250m	流下断面不足 B	水があふれる	積土のう工	住宅地	
2	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字伊倉字高尾地 先～字鱧尾地先	右岸	750m	流下断面不足 B 水衝・深掘れ B	水があふれる、洗掘 が予想される	積土のう工、 洗掘 木流し工	住宅地	
3	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字伊倉字中須地先 ～大字新田字柳瀬向地先	左岸 右岸	1, 000m 1, 000m	流下断面不足 B 水衝・深掘れ B	水があふれる、洗掘 が予想される	積土のう工、 木流し工	住宅地	
4	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字新田字柳瀬向 地先～字西向原地先	左岸	750m	流下断面不足 B、 流下断面不足 B	水があふれる、堤防 の決壊	大型土のう 工、築直し工	住宅地	
5	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字新田字西向原 地先	左岸	250m	流下断面不足 B、 堤防断面不足 B	水があふれる、堤防 の決壊	大型土のう 工、築直し工	住宅地	
6	一ツ瀬川	一ツ瀬川	新富町大字新田字柳瀬向地 先～西都市大字岡富字仲川 原地先	右岸	1, 930m	堤防断面不足 B	堤防の決壊	大型土のう 工、築直し工	住宅地	

西都土木事務所管内



《災害危険河川》

資料 1.2.2

令和2年2月現在

番号	河川名		管理	岸の別	延長 (m)	所在地	危険箇所 の状況	水防計画 による重 要水防区 域の有無	危険 度	被害の種 類	備 考
	市 町 村	県									
1	一ツ瀬川	県	右	2,500	新富町大字新田宇 尾から柳瀬上	主流が直接水衝部に当たるとる低水護岸は完備しているが、洪水による堤防決壊の恐れがある。	○	B	住家45戸 世帯数45189名 耕地(冠水) 50ha 養鶏(冠水) 1ha		
2	一ツ瀬川	県	左	1,000	新富町大字新田中村 下から竹淵	主流が直接水衝部に当たるとる低水護岸は完備しているが、洪水の恐れがある。昭和29年災害で堤防決壊寸前の被害を受けている。	○	A	住家389世帯1,500名 耕地(埋没) 20ha 耕地(冠水) 600ha	災害復旧工事終了	
3	一ツ瀬川	県	左	100	新富町大字上富田大 淵下	堤防決壊による洪水の恐れがある。	○	C	住家150戸 世帯数150463名 耕地(冠水) 200ha	平成19年度築堤工事完了	
4	鬼付女川	県	左 右	1,500 1,500	新富町上平伊倉から 奥崎橋	河川の未改修流域があり、越水、決壊の恐れがある。障害防止事業。	○	A	住家100戸 世帯数100350名 耕地(冠水) 150ha	集中豪雨により破堤。復旧済み	
5	日置川	県	左 右	4,000 4,000	新富町日置県道宮崎 高錦線から国道10 号まで	越水の恐れがある。	○	B			
6	湯風呂川	県	左 右	4,000 4,000	上流端から鬼付女川 合流点まで	越水の恐れがある。	○	C	住家23戸 世帯数2380名 耕地(冠水) 15ha		
7	猿ヶ瀬川	県	左 右	3,800 3,800	新富町麓から下今町 まで	河川が未改修で越水が多い。	○	A	耕地(冠水) 290ha	下流域は整備済	
8	横江川	県	左 右	4,500 4,500	新富町新馬場から王 子まで	越水の恐れがある。	○	B	住家(浸水) 50戸 耕地(冠水) 130ha		
9	一ツ瀬川	県	左	500	新富町大字新田竹淵	越水の恐れがある。	○	C	住家40戸 世帯数40130名 耕地(冠水) 40ha	平成15年度築堤	
10	一ツ瀬川	県	左	1,500	新富町大字新田中須 から一ツ瀬橋	流下断面不足等により洪水の恐れがある。平成17年災害で堤防一部損壊の被害を受けている。	○	A	住家28戸 世帯数2882名 耕地(冠水) 30ha	平成17年度一部損壊	

資料：平成31年度新富町災害危険箇所点検資料

《河川構造物（重要樋門、樋管）》 資料 1.2.3

令和2年2月現在

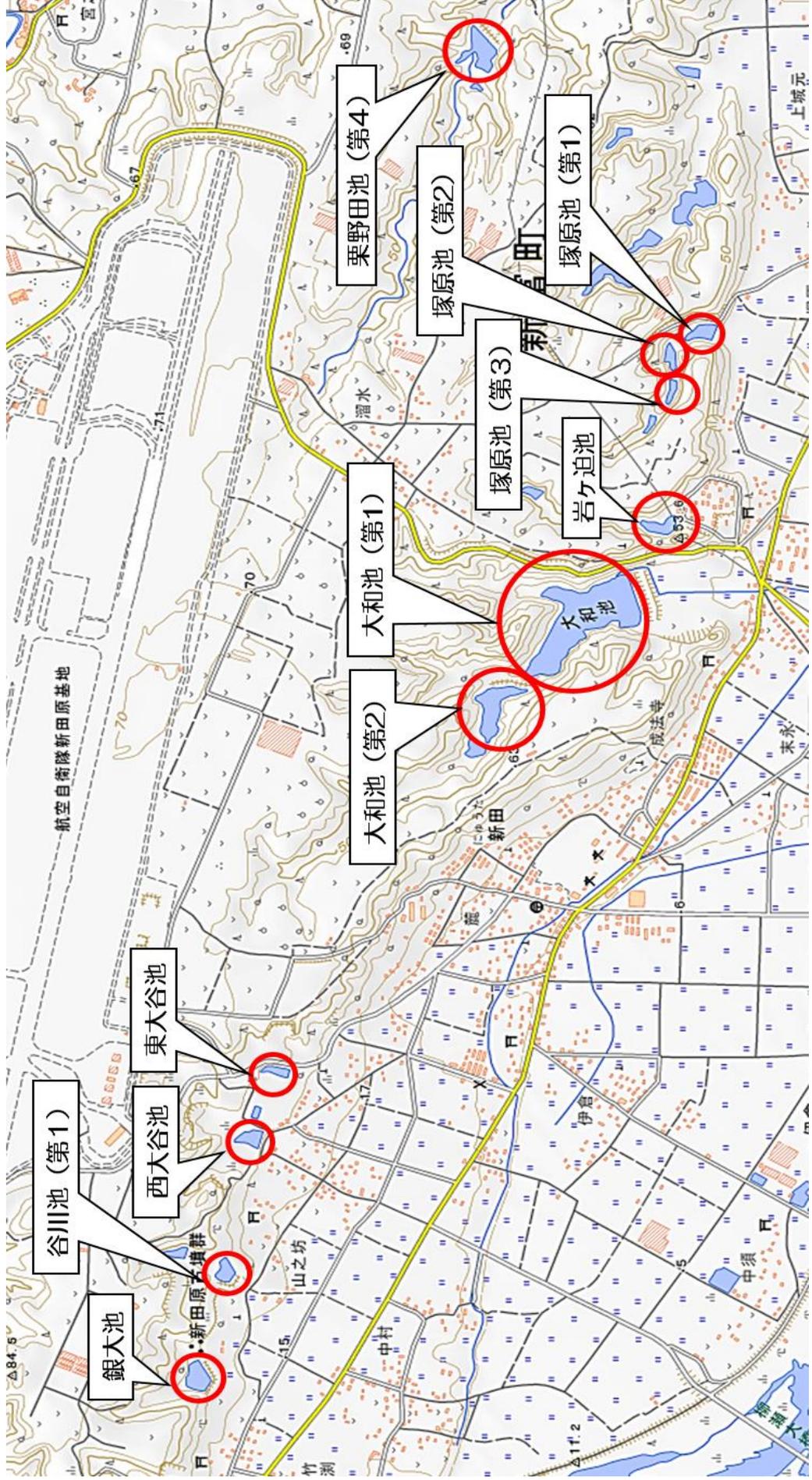
番号	水系名	河川名	樋門・樋管名称	所在地	委託先	構造・能力	操作の可否	樋門操作 消防団部等	備考
1	一ツ瀬川	日置川	日置1号樋門		町			14部	
2	一ツ瀬川	鬼付女川	鬼付女1号樋門		町			11部	
3	一ツ瀬川	鬼付女川	鬼付女3号樋門		町			10部	
4	一ツ瀬川	鬼付女川	鬼付女2号樋門		町			11部	
5	一ツ瀬川	鬼付女川	鬼付女4号樋門		町			11部	
6	一ツ瀬川	鬼付女川	鬼付女5号樋門		町			10部	
7	一ツ瀬川	鬼付女川	江子川樋門		町			10部	
8	一ツ瀬川	鬼付女川	鬼付女7号樋門		町			10部	
9	一ツ瀬川	猿ヶ瀬川	猿ヶ瀬樋門		町			8部	
10	一ツ瀬川	一ツ瀬川	中須樋門		町			2部	
11	一ツ瀬川	三財川	柳瀬1号樋門		町			2部	
12	一ツ瀬川	三財川	柳瀬2号樋門		町			2部	
13	一ツ瀬川	一ツ瀬川	竹瀬排水樋門		町			1部	

《農業用ため池》 資料 1.2.4

※各水利組合の連絡先については、農地管理課が掌握

No	溜池名	管理	所在地	貯水量 (m <sup>3</sup> )	備考
1	大和池 第1	大和 水利組合	新富町大字新田新町	203,000	一番池改修工事 56年度～60年度
2	大和池 第2	〃	新富町大字新田新町	30,000	大和池第1の上流の溜池 H30年に追加
3	塚原池 第1	〃	新富町大字新田塚原	18,000	二番池災害工事 H16年度 三番池提塘一部決壊
4	塚原池 第2	〃	新富町大字新田塚原	8,000	塚原池第1の上流の溜池 H30年度に追加
5	塚原池 第3	〃	新富町大字新田塚原	5,000	塚原池第2の上流の溜池 H30年度に追加
6	東大谷池	西河原 水利組合	新富町大字新田 山之坊	5,000	
7	銀代池	〃	新富町大字新田 銀代ヶ迫	3,000	
8	岩ヶ迫池	大和水利組合	新富町大字新田 1312	8,000	H11年に追加 H13年に整備済
9	谷川池 第1	西河原 水利組合	新富町大字新田 9390-2	12,000	20年度新規認定
10	栗野田池 第4	新富町	新富町上富田 976	30,000	河野清人氏が使用 H30年度に追加
11	西大谷池	西河原 水利組合	新富町大字新田 9390-2	12,000	H30年度に追加

《農業用ため池配置図》 資料 1.2.5



《地すべり危険箇所一覧表》 資料 1.3.1

令和2年2月現在

番号	区域名	河川名			位置			危険区域の現況			活動の状況			区域内の保全対象現況					工事の現況		備考
		水系名	幹川名	溪流名	郡市	町村	大字	面積	勾配	地質	クラックの状況	陥没及び隆起	過去の災害の発生	河川への影響(m)	住家戸数	耕地	公共的建物種類及び数	その他	着手	未着手	
1	麓	"	猿ヶ瀬川		"	"	5.8	13	"	無	無		48,000	22	0.6	町道			○		
2	一ノ池	"	鬼付女川	一ノ池	"	三納代	4.8	14	三紀層の泥岩	無	無		12,000	0	0	"			○	H12年に危険度修正 C⇒B	

《急傾斜地崩壊危険区域一覽表》 資料 1.3.2

令和2年2月現在

番号	区域名	位置			地形				被害対象		指定年月日	危険個所番号
		市町村	大字	字	勾配	延長(m)	高さ(m)	面積(ha)	公共施設等	人家		
105	森元	新富町	新田	岩穴ヶ迫	45.0	80.0	45.0	0.3600	町道	8	S45.4.1	I 1 1078
106	宮ヶ平	新富町	新田	陣ヶ迫	35.0	50.0	45.0	0.3210	神社、町道	5	S45.4.1	I 1 2112
224	鬼付女	新富町	上富田	鬼付女	32.0	89.5	48.0	0.6880	町道	13	S52.5.17	I 1 1074
341	永谷	新富町	日置	大丸田	35.0	85.0	40.0	1.1600		7	S58.3.15	I 1 1081
421	成法寺	新富町	新田	平山、平之前、成法寺	32.0	350.0	56.8	2.5900	県道	16	S61.5.2	I 1 1080
628	奥	新富町	三納代	篠山	35.0	204.0	10.0	1.1832		11	H5.2.25	I 1 3392
720	日置	新富町	日置	下六反田、越田、六反田	40.0	197.0	10.0	1.0454	国道10号	11	H8.3.29	I 1 1081
1033	鬼付女	新富町	上富田	鬼付女	39.0	259.0	31.0	0.9879	町道、里道	20	H20.10.16	I 1 1074
1134	大和団地	新富町	新田	陳ヶ迫	35.0	153.5	25.9	1.6968	里道、水路	21	H30.3.5	I 1 2113

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表 資料 1.3.3

令和2年2月現在

危険箇所番号	危険箇所番号	危険箇所番号	箇所名	所在地	所在地 (町・村)	危険箇所番号	危険箇所番号	危険箇所番号	箇所名	所在地	所在地 (町・村)
I	1	1073	平山	児湯郡	新富町	II	1		竹淵-新①	児湯郡	新富町
						II	1		竹淵-新②	児湯郡	新富町
I	1	1074	鬼付女	児湯郡	新富町	II	1	6127	麓-2	児湯郡	新富町
I	1	1075	越馬場	児湯郡	新富町	II	1	6128	麓-3	児湯郡	新富町新田
I	1	1076	上屋敷	児湯郡	新富町	II	1	6129	浦田	児湯郡	新富町
I	1	1077	竹ヶ山	児湯郡	新富町	II	1	6130	下大迫	児湯郡	新富町新田
						II	1	6131	下永牟田	児湯郡	新富町新田
						II	1	6132	永迫	児湯郡	新富町新田
						II	1	6133	上日置-1	児湯郡	新富町
I	1	1078	陣ヶ迫	児湯郡	新富町	II	1	6134	上日置-2	児湯郡	新富町
I	1	1079	麓	児湯郡	新富町	II	1	6135	上日置-3	児湯郡	新富町
I	1	1080	成法寺	児湯郡	新富町	II	1	6136	上日置-4	児湯郡	新富町
I	1	1081	越田	児湯郡	新富町	II	1	6137	佐山	児湯郡	新富町
						II	1	6138	南原-1	児湯郡	新富町
						II	1	6139	南原-2	児湯郡	新富町
I	1	1082	比良	児湯郡	新富町	II	1	6140	上屋敷-1	児湯郡	新富町
I	1	1083	篠山	児湯郡	新富町	II	1	6141	大丸田-2	児湯郡	新富町
I	1	2112	宮ヶ平	児湯郡	新富町	II	1	6142	矢床-2	児湯郡	新富町新田
						II	1	6143	山之坊-1	児湯郡	新富町新田
						II	1	6144	山之坊-2	児湯郡	新富町新田
I	1		宮ヶ平-新①	児湯郡	新富町	II	1	6145	麓-4	児湯郡	新富町
I	1	2113	大和団地	児湯郡	新富町	II	1	6146	上新開	児湯郡	新富町
I	1	2114	今別府	児湯郡	新富町	II	1		上新開-新①	児湯郡	新富町
						II	1		上新開-新②	児湯郡	新富町
						II	2	0373	麓-1	児湯郡	新富町
I	1	3392	奥	児湯郡	新富町	II	2		麓-1-新①	児湯郡	新富町
						II	2		麓-1-新②	児湯郡	新富町
I	1		奥-新①	児湯郡	新富町	II	2	0374	大丸田-1	児湯郡	新富町
I	1	3393	下屋敷	児湯郡	新富町	III	1	9568	弁指-2	児湯郡	新富町三納代
						III	1	9569	上富田-1	児湯郡	新富町
I	1	3394	岩脇	児湯郡	新富町	III	1	9570	上富田-2	児湯郡	新富町
I	1	3395	鬼付女-1	児湯郡	新富町	III	1	9571	北畦原	児湯郡	新富町
I	1	3396	岩瀬	児湯郡	新富町	III	1	9572	東畦原	児湯郡	新富町新田
I	1	3397	矢床-1	児湯郡	新富町新田	III	1	9573	三財原-2	児湯郡	新富町新田
II	1	6117	栗野田	児湯郡	新富町上富田	III	1	9574	新田原	児湯郡	新富町
						III	1	9575	山ノ坊-3	児湯郡	新富町新田
II	1	6118	下野地-1	児湯郡	新富町上富田	III	1	9576	三納代	児湯郡	新富町
II	1	6119	下野地-2	児湯郡	新富町三納代	III	1	9577	新田-1	児湯郡	新富町
II	1	6120	弁指-1	児湯郡	新富町三納代	III	1	9578	上富田-3	児湯郡	新富町
II	1	6121	音明寺	児湯郡	新富町新田	III	1	9579	奥-1	児湯郡	新富町
II	1	6122	下ノ田	児湯郡	新富町	III	1	9580	日置	児湯郡	新富町
II	1	6123	三財原-1	児湯郡	新富町新田	III	1	9581	新田-2	児湯郡	新富町
II	1	6124	大溝	児湯郡	新富町	III	1	9582	銀代ヶ迫	児湯郡	新富町
II	1	6125	綿打	児湯郡	新富町新田	75	75	67	75		
II	1	6126	竹淵	児湯郡	新富町新田						

《土石流危険渓流一覧表》 資料 1.3.4

令和2年2月現在

番号	区	域	名	危険箇所番号	市	町	村	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号		告示年月日
										警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	
1	篠山	小谷	川	08-402-1-004	新	富	町	三納代	土石流	○		宮崎県告示第567号		H20.7.14
2	竹	淵	川	08-402-1-001	新	富	町	新田	土石流	○		宮崎県告示第323号		H29.5.11
3	山	之	坊	08-402-1-002	新	富	町	新田	土石流	○		宮崎県告示第323号		H29.5.11
4	矢	床	川	08-402-1-003	新	富	町	三納代	土石流	○	○	宮崎県告示第323号	宮崎県告示第324号	H29.5.11
5	奥	南	川	08-402-1-005	新	富	町	三納代	土石流	○	○	宮崎県告示第323号	宮崎県告示第324号	H29.5.11

土砂災害警戒区域等指定一覧表【急傾斜】 資料 1.3.5

令和2年2月現在

危険箇所番号	危険箇所番号	危険箇所番号	箇所名		危険箇所(Y)	危険箇所(R)	告示番号(Y区域)	告示番号(R区域)
			危険箇所ベース	分割考慮しない箇所名	分割考慮した箇所名	全体		
I	1	1073	平山	平山-1	H19.10.15	H25.7.29	第811号	第450号
				平山-2	H19.10.15	H25.7.29		第450号
I	1	1074	鬼付女	鬼付女	H30.2.19	H30.2.19	第327号	第328号
I	1	1077	竹ヶ山	竹ヶ山	H23.5.9	H23.5.9	第366号	第367号
				竹ヶ山	H23.5.9	H23.5.9		第367号
				竹ヶ山	H23.5.9	H23.5.9		第367号
				竹ヶ山	H23.5.9	H23.5.9		第367号
I	1	1078	陣ヶ迫	陣ヶ迫	H23.5.9	H23.5.9	第366号	第367号
I	1	1079	麓	麓	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
I	1	1081	越田	越田1	H21.4.9	無	第323号	
				越田2	H21.4.9	H21.4.9	第323号	第324号
				越田3	H21.4.9	H21.4.9	第323号	第324号
				越田4	H21.4.9	H21.4.9	第323号	第324号
I	1	1082	比良	比良	H21.4.9	H21.4.9	第323号	第324号
I	1	1083	篠山	篠山	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
I	1	2112	宮ヶ平	宮ヶ平-1	H25.7.29	H25.7.29	第449号	第450号
				宮ヶ平-2	H25.7.29	H25.7.29		第450号
				宮ヶ平-3	H25.7.29	H25.7.29		第450号
I	1		宮ヶ平-新①	宮ヶ平-新①	H25.3.14	H25.3.14	第166号	第168号
I	1	2113	大和団地	大和団地	H25.7.29	H25.7.29	第449号	第450号
I	1	2114	今別府	今別府-1	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
				今別府-2	H25.5.23	H25.5.23		第339号
				今別府-3	H25.5.23	H25.5.23		第339号
				今別府-4	H25.5.23	H25.5.23		第339号
I	1	3392	奥	奥-1	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
				奥-2	H29.5.11	H29.5.11		第324号
I	1		奥-新①	奥-新①	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
I	1	3393	下屋敷	下屋敷-1	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
				下屋敷-2	H25.5.23	H25.5.23		第339号
I	1	3394	岩脇	岩脇	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
I	1	3396	岩瀬	岩瀬	H20.7.14	H25.3.14	第567号	第168号
II	1	6117	栗野田	栗野田-1	H30.2.19	H30.2.19	第327号	第328号
				栗野田-2	H30.2.19	H30.2.19		第328号
II	1	6118	下野地-1	下野地-1	H30.2.19	H30.2.19	第327号	第328号
II	1	6119	下野地-2	下野地-2	H30.2.19	H30.2.19	第327号	第328号
II	1	6120	弁指-1	弁指-1	H30.2.19	H30.2.19	第327号	第328号
II	1	6122	下ノ田	下ノ田	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	1		竹淵-新①	竹淵-新①	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	1		竹淵-新②	竹淵-新②	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	1	6127	麓-2	麓-2-1	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
				麓-2-2	H29.5.11	H29.5.11		第324号
II	1	6129	浦田	浦田	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	1	6133	上日置-1	上日置-1	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
II	1	6134	上日置-2	上日置-2-1	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
				上日置-2-2	H25.5.23	H25.5.23		第339号
II	1	6135	上日置-3	上日置-3	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
II	1	6136	上日置-4	上日置-4	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
II	1	6137	佐山	佐山	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
II	1	6138	南原-1	南原-1	H19.10.15		第811号	
II	1	6141	大丸田-2	大丸田-2	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
II	1	6145	麓-4	麓-4-1	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
				麓-4-2	H29.5.11	H29.5.11		第324号
II	1		上新開-新①	上新開-新①	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	1		上新開-新②	上新開-新②	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	2	0373	麓-1	麓-1	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	2		麓-1-新①	麓-1-新①	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
II	2		麓-1-新②	麓-1-新②	H29.5.11	H29.5.11	第323号	第324号
III	1	9568	弁指-2	弁指-2	H30.2.19	H30.2.19	第327号	第328号
III	1	9577	新田-1	新田-1	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
III	1	9580	日置	日置	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
III	1	9581	新田-2	新田-2-1	H25.5.23	H25.5.23	第337号	第339号
				新田-2-2	H25.5.23	H25.5.23		第339号
<b>43</b>	<b>43</b>	<b>35</b>	<b>43</b>	<b>62</b>	<b>62</b>	<b>61</b>	<b>46</b>	<b>60</b>

《文化財指定（国・県・町）》 資料 1.5.1

令和2年2月現在

番号	分類	細分類	指定年月日	名称	所在地	備考
1	国指定文化財	天然記念物	昭和10年12月24日	湯之宮座論梅	新富町大字新田湯之宮地区	
2	国指定文化財	史跡	昭和19年11月13日	新田原古墳群	新富町大字新田	
3	県指定文化財	史跡	昭和19年12月15日	富田村古墳群	新富町大字上富田ほか	
4	県指定文化財	天然記念物	昭和55年6月24日	アカウミガメ及びびその産卵地	富田浜海岸	
5	県指定文化財	無形民俗文化財	昭和44年4月1日	高鍋神楽	不明	
6	町指定文化財	有形文化財	昭和48年4月1日	釈迦如来立像	新富町大字三納代宮之首地区	
7	町指定文化財	無形民俗文化財	昭和46年1月1日	新田神楽	新田八幡神社	
8	町指定文化財	無形民俗文化財	昭和47年2月10日	元禄坊主踊り	新富町大字三納代宮之首地区	
9	町指定文化財	無形民俗文化財	昭和50年4月1日	湯之宮棒踊り	新富町大字新田湯之宮地区	
10	町指定文化財	天然記念物	昭和48年4月1日	春日の大イチョウ	新富町大字新田春日地区	

資料：新富町生涯学習課

《危険物施設現況》 資料 1.9.1(1)

番号	事業所名称	取扱所の別	倍数	備考
1	小原石油 新富給油所	給油取扱所	115.65	
2	宮崎座論梅ゴルフクラブ A	給油取扱所	3.40	
3	丸尾石油店 新田原SS	給油取扱所	82.64	
4	児湯農業協同組合 上新田給油所	給油取扱所	117.60	
5	児湯農業協同組合 新富給油所	給油取扱所	94.00	
6	森商事 新富給油所	給油取扱所	13.70	
7	株式会社ENEOSフロンティア 南九州支店 Dr. Driveセルフ新富中央店	給油取扱所	221.33	
8	(有)新富エナジー	給油取扱所	134.40	
9	(有)石崎石油商会	給油取扱所	82.00	
10	航空自衛隊新田原基地 A	給油取扱所	400.00	
11	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設サービスセンター	給油取扱所	3.60	
12	航空自衛隊新田原基地 航空機	給油取扱所	5,000.00	
13	宮崎座論梅ゴルフクラブ B	給油取扱所	2.88	
14	株式会社 九州エナジー 新富給油所	給油取扱所	346.40	
15	有限会社 ストック運輸	給油取扱所	20.00	
16	セルフステーション新富SS	給油取扱所	228.00	
17	株式会社 キング宮崎北営業所	給油取扱所	20.00	

《危険物施設現況》 資料 1.9.1(2)

番号	事業所名称	取扱所の別	倍数	備考
1	(有)齊田商事	一般取扱所	10.00	
2	航空自衛隊新田原基地ローリー詰場A	一般取扱所	5,000.00	
3	(株)ヒーテック	一般取扱所	3.55	
4	児湯農業協同組合新富給油取扱所一般取扱所	一般取扱所	25.00	
5	航空自衛隊新田原基地 F100	一般取扱所	130.00	
6	航空自衛隊新田原基地 ボイラー室	一般取扱所	3.37	
7	三井住建道路(株)・大成テック(株)・(株)増田 工務店・協和工業(株) 共同企業体 ひむか 合材センター	一般取扱所	7.20	
8	航空自衛隊新田原基地 ドラムヤード	一般取扱所	1,206.00	
9	航空自衛隊新田原基地ローリー詰場B	一般取扱所	5,000.00	
10	大淵ポンプ場	一般取扱所	2.40	
11	吉川セミコンダクタ(株)ボイラー室	一般取扱所	6.46	
12	児湯農業協同組合 鬼付女	一般取扱所	25.00	
13	コメリハードアンドグリーン 新富店	一般取扱所	29.50	

《危険物施設現況》 資料 1.9.1(3)

番号	事業所名称	取扱所の別	倍数	備考
1	児湯農協 鬼付女ハウス	屋外タンク貯蔵所	25.00	
2	株式会社吉川アールエフセミコン	屋外タンク貯蔵所	25.00	
3	航空自衛隊新田原基地 (10)	屋外タンク貯蔵所	16,203.43	
4	航空自衛隊新田原基地 (F-100)	屋外タンク貯蔵所	189.20	
5	航空自衛隊新田原基地 施設庁舎	屋外タンク貯蔵所	4.00	
6	航空自衛隊新田原基地 (9号)	屋外タンク貯蔵所	30,000.00	
7	児湯農業協同組合 新富給油所B	屋外タンク貯蔵所	150.00	
8	三井住建道路(株)・大成ロテック(株)・(株)増田 工務店・協和工業(株) 共同企業体 ひむか 合材センター	屋外タンク貯蔵所	12.50	
9	航空自衛隊新田原基地 (7号)	屋外タンク貯蔵所	21,333.91	
10	航空自衛隊新田原基地 (8号)	屋外タンク貯蔵所	31,610.11	
11	新富町たばこ生産組合	屋外タンク貯蔵所	4.95	
12	南国興産株式会社 第一養鰻場	屋外タンク貯蔵所	7.50	
13	航空自衛隊新田原基地 (11)	屋外タンク貯蔵所	32,515.00	
14	(有) 新富FORM	屋外タンク貯蔵所	5.00	
15	航空自衛隊新田原基地 E	屋外タンク貯蔵所	16,385.00	
16	航空自衛隊新田原基地AIAタンク3KL1	屋外タンク貯蔵所	1.50	
17	航空自衛隊新田原基地AIAタンク3KL2	屋外タンク貯蔵所	1.50	
18	航空自衛隊新田原基地AIAタンク(3kl)	屋外タンク貯蔵所	1.50	
19	南国興産株式会社 第3養鰻場	屋外タンク貯蔵所	7.50	
20	航空自衛隊新田原基地	屋外タンク貯蔵所	13.00	
21	航空自衛隊新田原基地	屋外タンク貯蔵所	56.09	
22	航空自衛隊新田原基地	屋外タンク貯蔵所	56.09	

《危険物施設現況》 資料 1.9.1(4)

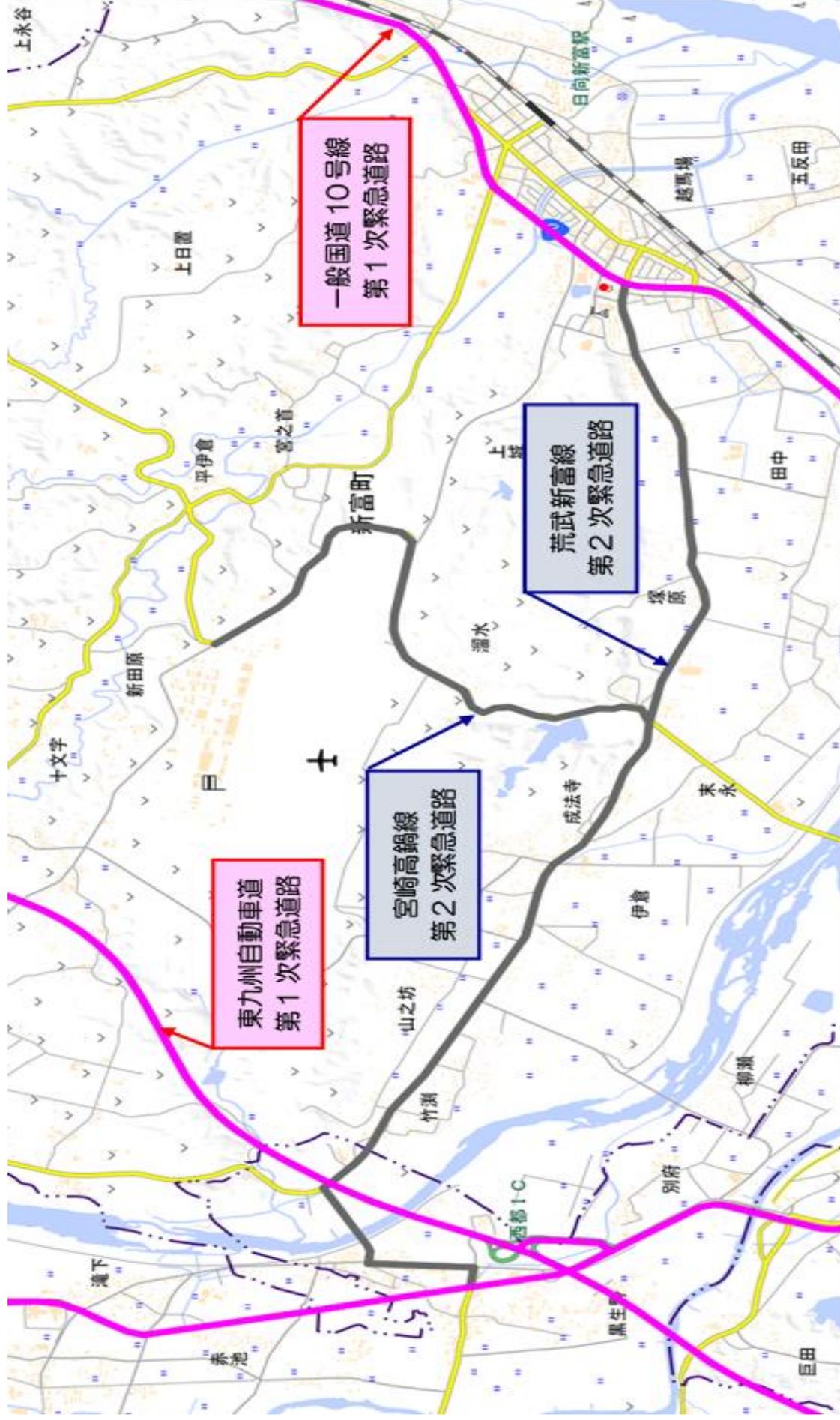
番号	事業所名称	取扱所の別	倍数	備考
1	ハマナカホビール株式会社	地下タンク貯蔵所	5.00	
2	航空自衛隊新田原基地 基地電気室	地下タンク貯蔵所	100.00	
3	新富町横江排水機場	地下タンク貯蔵所	2.50	
4	航空自衛隊 アラート	地下タンク貯蔵所	1.90	
5	大渕排水機場	地下タンク貯蔵所	7.50	
6	航空自衛隊新田原基地 飛行場電気室	地下タンク貯蔵所	6.00	
7	航空自衛隊新田原基地 無線局舎	地下タンク貯蔵所	1.00	
8	新富町文化会館	地下タンク貯蔵所	4.50	
9	航空自衛隊新田原基地 教育講堂	地下タンク貯蔵所	4.00	
10	宮崎サンフーズ株	地下タンク貯蔵所	15.00	
11	航空自衛隊新田原基地	地下タンク貯蔵所	30.00	
12	航空自衛隊新田原基地	地下タンク貯蔵所	4.00	
13	航空自衛隊新田原基地	地下タンク貯蔵所	15.00	
14	航空自衛隊新田原基地 格納庫	地下タンク貯蔵所	1.90	
	児湯農協 新田茶工場	地下タンク貯蔵所	7.00	休止中

《危険物施設現況》 資料 1.9.1(5)

番号	事業所名称	取扱所の別	倍数	備考
1	航空自衛隊新田原基地 (T-250)	屋内貯蔵所	13.50	
2	航空自衛隊新田原基地 (T-102)	屋内貯蔵所	47.00	
3	航空自衛隊新田原基地 (T-246)	屋内貯蔵所	1.54	
4	航空自衛隊新田原基地 (T-38)	屋内貯蔵所	5.58	
5	航空自衛隊新田原基地 (T-97)	屋内貯蔵所	9.90	
6	航空自衛隊新田原基地 (T-117)	屋内貯蔵所	1.75	
7	航空自衛隊新田原基地 (T-5)	屋内貯蔵所	7.50	
8	航空自衛隊新田原基地 (T-174)	屋内貯蔵所	1.56	
9	航空自衛隊新田原基地 (T-192)	屋内貯蔵所	3.17	
10	航空自衛隊新田原基地 (T-241)	屋内貯蔵所	2.10	
11	花菱塗装技研工業 新富支店	屋内貯蔵所	5.44	
12	(株)ヒーテック	屋内貯蔵所	7.80	
13	航空自衛隊新田原基地 (T-3)	屋内貯蔵所	5.42	
14	航空自衛隊新田原基地 (T-277)	屋内貯蔵所	8.50	
15	航空自衛隊新田原基地 (T-280)	屋内貯蔵所	5.20	
16	航空自衛隊新田原基地 (T-295)	屋内貯蔵所	2.86	
17	航空自衛隊新田原基地	屋内貯蔵所	1.82	
18	工藤加工所	屋内貯蔵所	2.70	
19	グリーンテック株式会社 宮崎営業所	屋内貯蔵所	8.33	
20	航空自衛隊新田原基地	屋内貯蔵所	1.80	

《危険物施設現況》 資料 1.9.1(6)

番号	事業所名称	取扱所の別	倍数	備考
1	航空自衛隊新田原基地 (0190)	移動タンク貯蔵所	100	
2	航空自衛隊新田原基地 (0123)	移動タンク貯蔵所	100	
3	航空自衛隊新田原基地 (3438)	移動タンク貯蔵所	50	
4	航空自衛隊新田原基地 (0115)	移動タンク貯蔵所	100.00	
5	航空自衛隊新田原基地 (0116)	移動タンク貯蔵所	100.00	
6	航空自衛隊新田原基地 (0117)	移動タンク貯蔵所	100.00	
7	児湯農業協同組合	移動タンク貯蔵所	20.00	
8	航空自衛隊新田原基地 (0118)	移動タンク貯蔵所	100.00	
9	児湯農業協同組合	移動タンク貯蔵所	10	
10	児湯農業協同組合	移動タンク貯蔵所	1.94	
11	児湯農業協同組合	移動タンク貯蔵所	2.00	
12	児湯農業協同組合	移動タンク貯蔵所	2.00	
13	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
14	航空自衛隊新田原基地 (0194)	移動タンク貯蔵所	100.00	
15	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
16	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
17	児湯農業協同組合	移動タンク貯蔵所	30.00	
18	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
19	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
20	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
21	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
22	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
23	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
24	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
25	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
26	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	50.00	
27	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
28	航空自衛隊新田原基地	移動タンク貯蔵所	100.00	
29	南国興産株式会社	移動タンク貯蔵所	2.00	



《着陸のための最低限所要地積》 資料 1.15.1(1)

図-2 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最低限所要地積

1		a	b	c
		項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	滑走路	800m 30m	600m 20m
		LR-1 進入区域		
3 4 5 6	回 轉 翼 機	OH-6		
		UH-1H AH-1S		
		V-107 UH-60J		
		CH-47		
備 考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

《着陸のための最低限所要地積》 資料 1.15.1(2)

図-2

2 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

## 《県の備蓄に係る基本的な考え方》 資料 1.16.1

災害に必要な物資は町民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

### 1 備蓄の基準

備蓄品目	食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品や避難所運営に必要な資機材
備蓄数量	家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める

### 2 県の備蓄場所

	備蓄場所
1	日本赤十字社宮崎県支部（宮崎市）
2	県消防学校（宮崎市）
3	都城総合庁舎（都城市）
4	小林総合庁舎（小林市）
5	小林市八幡原市民総合センター（小林市）
6	延岡総合庁舎（延岡市）
7	西臼杵支庁（高千穂町）

資料：宮崎県地域防災計画

## 《主食、副食及び調味料の調達が想定される町内主要店舗》

資料 1. 16. 2

令和2年2月現在

調達先	所在場所	電話番号	備考
J A児湯新富支所	上富田 7526	33-2111	
斉田商事（有）	八幡	33-0122	
J A児湯上新田店	一丁田	35-1331	
マルシヨク新富店	八幡	33-1777	
ながの屋新富店	下三納代	33-6688	
コメリ新富店	日置 1526	21-5882	協定あり
金丸薬品	新町	33-0108	
関屋薬局	八幡	33-0076	
コスモス薬品	下三納代	21-5655	
J A児湯新田店	麓	33-3005	
トライアル	上富田井ノ木田	33-1115	
セブンイレブン新富 上富田店	富田南 4-12-1	33-4041	
セブンイレブン新富 三納代店	大字三納代 1884-4	33-5166	
ローソン新富 日置店	大字日置今別府 1660-2	32-1660	
ローソン新富 新田店	大字新田祇園原 15113-2	43-6606	
ローソン新富 上富田店	富田 2-27	33-0077	
ファミリーマート 新富店	上富田 3186-2	21-5070	

※調達先については、今後、協定等の締結について要検討

《指定緊急避難場所及び指定避難所》 資料 1. 19. 1 (2)

【指定緊急避難場所】

No	施設名	住所	洪水	土砂	地震	津波	高潮	備考
1	新富町福祉学習等共用施設	大字上富田 7485-14	○	○	○	○		
2	新富町総合交流センターきらり	大字上富田 6345-5	○	○	○	○	○	
3	新富町体育館	大字上富田 7485-4	○	○	○	○		
4	新富町文化会館	大字上富田 6367-1	○	○	○	○	○	
5	富田小学校(運動場及び講堂)	大字上富田 7694-2	○	○	○	○		
6	富田中学校(運動場及び体育館)	大字上富田 7776-1	○	○	○	○		
7	横江地区複合型津波避難施設	大字下富田 3440-1				○		
8	五反田地区津波避難タワー	大字下富田 1397-46				○		
9	特別養護老人ホームしんとみ希望の里	大字下富田 629-5				○		屋上
10	富田小学校旧追分分校(講堂及び運動場)	大字日置 5161-1	○	○	○	○		
11	総合文化公園中央広場	上富田字中栗野田			○	○		
12	三納代運動広場	三納代 1839			○	○		
13	唐ヶ山稲荷公園	三納代字唐ヶ山	-	-	⊖	-	-	-
14	平田児童公園	上富田 6347			○	○		
15	さくら南公園	富田 1-16			○	○		
16	南2号公園	富田南 3-16			○	○		
17	南3号公園	富田西 2-54			○	○		
18	南4号公園	富田南 4-38			○	○		
19	南5号公園	富田南 1-62			○	○		
20	北1号公園	富田 2-55			○	○		
21	北2号公園	富田 3-91			○	○		
22	北3号公園	富田北 1-26			○	○		
23	北4号公園	富田東 4-2			○	○		
24	上新田公民館	大字新田 17053-17	○	○	○	○	○	
25	勤労者体育センター	大字新田 17043-1	○	○	○	○	○	
26	旧上新田小学校(講堂及び運動場)	大字新田 16416	○	○	○	○		
27	上新田学園(体育館及び運動場)	大字新田 17053-8	○	○	○	○		
28	上新田運動広場	大字新田 17051-1			○	○		
29	新田公民館	大字新田 7302	○	○	○	○		
30	西体育館	大字新田 7287	○	○	○	○		
31	新田学園(体育館及び講堂)	大字新田 7717-1	○	○	○	○		
32	新田学園(運動場)	大字新田 5795			○	○		
33	新田コミュニティ広場	大字新田 1525-17			○	○		
34	西都市黒生野高速道路区域の一部	西都市黒生野	○		○	○		※

※時間的余裕がない場合に使用する。

《指定緊急避難場所及び指定避難所》 資料 1.19.1(2)

【指定避難所】

No	施設名	住所	収容数	洪水	土砂	地震	津波	高潮	備考
1	新富町福祉学習等共用施設	大字上富田 7485-14	99	○	○	○	○		
2	新富町総合交流センターきらり	大字上富田 6345-5	250	○	○	○	○	○	
3	新富町体育館	大字上富田 7485-4	745	○	○	○	○		
4	新富町文化会館	大字上富田 6367-1	192	○	○	○	○	○	
5	富田小学校（講堂）	大字上富田 7694-2	156	○	○	○	○		
6	富田中学校（体育館）	大字上富田 7776-1	252	○	○	○	○		
7	富田小学校旧追分分校（講堂）	大字日置 5161-1	132	○	○	○	○		
8	新富町商工業研修センター	富田南一丁目 112-2	147	○	○	○	○		
9	富田町地区集会所	大字上富田 436	40		○	○	○		
10	新馬場地区集会所	大字上富田 4106	45		○	○	○		
11	大淵地区集会所	大字上富田 2612	45		○	○			
12	田中地区集会所	大字上富田 3802	45		○	○	○		
13	上城元地区集会所	大字上富田 5135-1	39	○	○	○	○		
14	下城元地区集会所	大字上富田 7464-3	44	○					
15	八幡地区集会所	富田南一丁目 101	70	○	○	○	○		
16	平田地区集会所	大字上富田 7731-1	50	○	○	○	○		
17	越馬場地区集会所	富田東一丁目 30-2	45	○	○	○	○		
18	鬼付女地区集会所	大字上富田 8572-1	40	○	○	○	○		
19	西五反田地区集会所	大字下富田 1553-1	45		○	○			
20	東五反田地区集会所	大字下富田 1316-1	40		○	○			
21	王子地区集会所	大字下富田 476-2	30		○	○			
22	江梅瀬地区集会所	大字下富田 2752-8	40		○	○			
23	横江地区集会所	大字下富田 3296	40		○	○			
24	軍瀬地区集会所	大字下富田 3661	40		○	○			
25	平伊倉地区集会所	大字三納代 2847-10	40	○	○	○	○		
26	宮之首地区集会所	大字三納代 1005-1	40	○	○	○	○		
27	矢床地区集会所	大字三納代 1083-12	30	○			○		
28	奥地区集会所	大字三納代 1272-6	30	○	○	○	○		
29	弁指地区集会所	大字三納代 2516	39	○	○	○	○		
30	下三納代地区集会所	大字三納代 1864-47	45	○	○	○	○		
31	新町地区集会所	大字三納代 2308-1	50	○	○	○	○		
32	今別府地区集会所	大字日置 1600-2	49	○	○	○	○		
33	岩脇地区集会所	大字日置 822-45	45	○	○	○			
34	六反田地区集会所	大字日置 672-11	50	○	○	○			
35	日之出地区集会所	大字日置 964-29	29	○	○	○			

No	施設名	住所	収容数	洪水	土砂	地震	津波	高潮	備考
36	野中地区集会所	大字日置 70	45	○	○	○	○		
37	上日置地区集会所	大字日置 3440-10	40	○	○	○	○		
38	追分地区集会所	大字日置 5156-1	50	○	○	○	○		
39	上新田公民館	大字新田 17053-17	106	○	○	○			
40	勤労者体育センター	大字新田 17043-1	250	○	○	○			
41	上新田小学校(講堂)	大字新田 16416	134	○	○	○			
42	上新田中学校(体育館)	大字新田 17053	199	○	○	○			
43	祇園原地区集会所	大字新田 15871	40	○	○	○			
44	川床地区集会所	大字新田 15258-5	40	○	○	○			
45	黒坂地区集会所	大字新田 16763-24	30	○	○	○			
46	北畦原地区集会所	大字新田 21750	29	○	○	○			
47	東畦原地区集会所	大字新田 17487-3	39	○	○	○			
48	西畦原地区集会所	大字新田 17306-2	40	○	○	○			
49	三財原地区集会所	大字新田 18009-3	39	○	○	○			
50	湯風呂地区集会所	大字新田 19073-5	40	○	○	○			
51	湯之宮地区集会所	大字新田 18648-1	44	○	○	○			
52	一丁田地区集会所	大字新田 16367-2	45	○	○	○			
53	十文字地区集会所	大字新田 16274-1	40	○	○	○			
54	新田原学習等供用施設	大字新田 1148-1	24	○	○	○			
55	春日地区集会所	大字新田 13867	40	○	○	○			
56	新田公民館	大字新田 7302	133	○	○	○	○		
57	西体育館	大字新田 7287	632	○	○	○	○		
58	新田学園小学部(講堂)	大字新田 7717	140	○	○	○	○		
59	新田学園中学部(体育館)	大字新田 5795	191	○	○	○	○		
60	瀬口地区集会所	大字新田 11711-1	40		○	○	○		
61	竹淵地区集会所	大字新田 10011-7	43	○	○	○	○		
62	中村地区集会所	大字新田 9807-2	39	○	○	○	○		
63	山之坊地区集会所	大字新田 9382-3	40	○	○	○	○		
64	柳瀬地区集会所	大字新田 11711-1	40		○	○	○		
65	伊倉地区集会所	大字伊倉 13	46	○	○	○	○		
66	麓地区集会所	大字新田 8277-1	50	○	○	○	○		
67	成法寺地区集会所	大字新田 5743-11	49	○	○	○	○		
68	溜水地区集会所	大字新田 1270-7	40	○	○	○	○		
69	新田新町地区集会所	大字新田 3338	45	○	○	○	○		
70	塚原地区集会所	大字新田 573-1	40	○	○	○	○		
71	末永地区集会所	大字新田 6141-4	45		○	○	○		
72	舟津地区集会所	大字新田 3450	37		○	○	○		

No	施設名	住所	収容数	洪水	土砂	地震	津波	高潮	備考
73	上今町地区集会所	大字新田 2322-1	40		○	○	○		
74	下今町地区集会所	大字新田 121-1	40		○	○	○		
75	中須地区集会所	大字伊倉 1349	30		○	○	○		
76	大和地区集会所	大字新田 1318-1	40				○		
77	特別養護老人ホームしんとみ 希望の里	大字下富田 629-5	5		○	○		○	福祉避難所
78	介護老人保健施設シルバー ケア新富	大字新田 481-1	6		○	○	○	○	福祉避難所
79	障がい者支援施設あゆみの里	大字上富田 4726-1	5		○	○	○	○	福祉避難所

応急仮設住宅建設候補地一覧 資料 1.19.2

令和2年2月現在

No	候補地の名称	所在地	所有	面積	戸数	優先	備考
1	三納代運動公園広場	大字三納代 1839	町	6,366 m <sup>2</sup>	32	◎	
2	さくら南公園	富田一丁目 16 番地		2,800 m <sup>2</sup>	16	△	20 戸未満
3	南 2 号公園	富田南三丁目 16 番地		1,500 m <sup>2</sup>	12	△	洪水浸水想定区域
4	南 3 号公園	富田西二丁目 54 番地		2,000 m <sup>2</sup>	16	△	洪水浸水想定区域
5	南 4 号公園	富田南四丁目 38 番地		1,500 m <sup>2</sup>	12	△	洪水浸水想定区域
6	南 5 号公園	富田南一丁目 62 番地		2,500 m <sup>2</sup>	20	○	
7	北 1 号公園	富田二丁目 55 番地		2,300 m <sup>2</sup>	18	△	20 戸未満
8	北 2 号公園	富田三丁目 91 番地		2,500 m <sup>2</sup>	20	○	
9	北 3 号公園	富田北一丁目 26 番地		2,900 m <sup>2</sup>	23	○	
10	北 4 号公園	富田東四丁目 2 番地		2,600 m <sup>2</sup>	20	○	
11	文化公園中央広場	大字上富田字中栗野田		13,109 m <sup>2</sup>	80	◎	
12	日置運動広場	大字日置 5984		18,000 m <sup>2</sup>	144	△	生活利便性
13	追分分校跡	大字日置 5176		5,705 m <sup>2</sup>	45	△	
14	上新田運動広場	大字新田 17051 番地 1		20,000 m <sup>2</sup>	160	◎	
15	新田運動広場	大字新田 20853		13,000 m <sup>2</sup>	104	○	
16	三納代多目的広場	三納代 1451		8,000 m <sup>2</sup>	120	○	
17	旧富養園 グラウンド跡地	日置 8850-2	県	6,000 m <sup>2</sup>	80	○	
小 計					922	必要数：920 戸	
01	富田小運動場	富田東一丁目 70		11,827 m <sup>2</sup>	95	□	予備候補
02	新田小運動場	大字新田 7717		10,493 m <sup>2</sup>	84	□	予備候補
03	新田中運動場	大字新田 5795		15,433 m <sup>2</sup>	123	□	予備候補
04	上新田小運動場	大字新田 16416		12,193 m <sup>2</sup>	98	□	予備候補
05	上新田中運動場	大字新田 17053-8		12,092 m <sup>2</sup>	97	□	予備候補
小 計					497		
合 計					1,419	予備候補地含む戸数	

《浸水想定区域、土砂災害危険区域内等の要配慮者利用施設一覧》 資料 1. 22. 1

令和2年2月 現在

	施設名称	住所	土砂	浸水	津波
1	花と緑のデイサービス	新富町上富田 3349 番地 1		○	
2	花と緑の元気ホーム	新富町大字上富田 3349-1		○	
3	デイサービスセンター優	新富町上富田 3807 番地		○	
4	老人ホーム優	新富町大字上富田 3805 番地		○	
5	デイサービスおとなり	新富町大字新田 4638 番地 1		○	
6	しんとみ希望の里デイサービスセンター	新富町大字下富田 629 番地 1		○	○
7	特別養護老人ホームしんとみ希望の里 2 号館	新富町大字下富田 629 番地 1		○	○
8	特別養護老人ホームしんとみ希望の里	新富町大字下富田 629-5		○	○
9	グループホームしんとみ希望の里	新富町大字下富田 629-5		○	○
10	デイサービス陽	新富町大字上富田 2933-3		○	
11	グループホーム陽	新富町大字上富田 2934 番地 1		○	
12	デイサービスセンターにゆうた	新富町大字新田 5859 番地 1		○	
13	老人ホームにゆうた	新富町大字新田 5859 番地 1		○	
14	しんとみデイサービスセンター	新富町大字新田 1928 番地 1		○	
15	有料老人ホームしんとみ	新富町大字新田 1928 番地 1		○	
16	介護老人保健施設シルバーケア新富	新富町大字新田 481-1		○	
17	美老苑	新富町大字上富田 3191-1		○	
18	ナーシングオーシャン	新富町新田 3693-1		○	
19	あゆみの里	新富町大字上富田 4726-1		○	
20	ケアホームアニモ	新富町大字上富田 4726-1		○	
21	グループホーム青空	新富町富田西 2 丁目 60 番地		○	
22	グループホームそよかぜ	新富町大字上富田 4114		○	
23	つばき寮	新富町大字新田 2291-1		○	
24	いずみ保育園	新富町大字日置 825			○
25	一真保育園	新富町大字新田 5733-1	○		
26	一真下新田保育園	新富町大字新田 1320-5	○		
27	上富田保育園	新富町富田西 3 丁目 17		○	
28	上新田保育園	新富町大字新田 16419-1	○		
29	のぞみ保育園	新富町大字三納代 803		○	
30	ひとつせ保育園	新富町大字下富田 2691		○	○

○新富町災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 1 日条例第 18 号

改正 平成 26 年 12 月 17 日条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、新富町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 17 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(昭和 22 年法律第 118 号)

(最終改正：平成 30 年 6 月 15 日法律第 52 号)

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(都道府県知事等の努力義務)

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療及び助産
  - 五 被災者の救出
  - 六 被災した住宅の応急修理
  - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - 八 学用品の給与
  - 九 埋葬
  - 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(繰替支弁)

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

（昭和 22 年政令第 225 号）

（最終改正：平成 30 年 12 月 28 日政令第 359 号）

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 死体の捜索及び処理
- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（災害発生市町村の長による救助の実施に関する事務の実施）

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関

するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、災害発生市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

- 2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を災害発生市町村の長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
- 3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村の長に関する規定として災害発生市町村の長に適用があるものとする。

別表第 1

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30
5,000 人以上 15,000 人未満	40
15,000 人以上 30,000 人未満	50
30,000 人以上 50,000 人未満	60
50,000 人以上 100,000 人未満	80
100,000 人以上 300,000 人未満	100
300,000 人以上	150

別表第 2

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000
3,000,000 人以上	2,500

別表第 3

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15
5,000 人以上 15,000 人未満	20
15,000 人以上 30,000 人未満	25
30,000 人以上 50,000 人未満	30
50,000 人以上 100,000 人未満	40
100,000 人以上 300,000 人未満	50
300,000 人以上	75

別表第 4

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000
3,000,000 人以上	12,000

《災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）》 資料 2.2.2

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
					冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600				
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当り 567,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流 失、半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪失 又は毀損し、就学上支障 のある小学校児童、中学 校生徒及び高等学校等生 徒 (特別支援学校の小学部 児童、中学部生徒及び高 等部生徒も含む。)	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
理 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 23,600円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学士、歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,000円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術、建築技術者 16,100円以内 大工 23,600円以内 左官 24,300円以内 とび職 21,900円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

《町の動員配備計画》 資料 2.3.1

町職員動員配備（大雨・洪水・台風・地震・津波）

体制区分	大雨・洪水 台風 地震 津波				職員参集の基準		
	災害状況の例	災害状況の例	災害状況の例	災害状況の例	本部体制・職員、消防団体制	参集範囲	主要対処事項
情報連絡本部	第1配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨・洪水注意報が発表され、警報の発表が予想される時</li> <li>総務課長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、洪水警報等の発表は無いが、台風の接近により、継続的な情報収集の必要がある時</li> <li>総務課長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度3及び震度4以上</li> <li>総務課長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報が発表されたとき</li> <li>総務課長が必要と認めたとき</li> </ul>	情報の収集 総務課危機管理係 総務課秘書広報係  (町職員) 総務課長が判断し指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務対策班</li> </ul> ※初動参集における各班の動員数については、別に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連絡本部の設置、設置報告</li> <li>統制、情報収集・伝達、集約、記録</li> <li>町民間合せ対応</li> <li>避難情報の発令</li> <li>気象急変時の第2体制への移行（人員呼集）</li> <li>津波情報取得時の第3配備体制への移行（人員呼集）</li> </ul>
	第2配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、洪水警報が発表されたとき、または、24時間雨量が200mm以上あるいは、降り始めからの総雨量が300mmを超え、今後も相当の雨量が予想される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風の接近により、大雨、洪水警報が発表されたとき</li> <li>自主避難者が予想される時</li> <li>副町長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度4以上（インフラ・ライフラインの被害が想定される場合）</li> <li>副町長が必要と認めたとき</li> </ul> ※危機管理係が情報収集の上、必要に応じ各対策班へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報が発表され、対策を講じる必要がある時</li> <li>副町長が必要と認めたとき</li> </ul> ※危機管理係が情報収集の上、各対策班へ必要に応じ連絡	<b>【情報連絡本部】</b> 本部長：副町長 関係課長、関係職員  (町職員) 各班動員基準に基づくその他の職員は自宅待機  (消防団) 出動準備体制 情報連絡本部の指示により行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務対策班</li> <li>農業対策班</li> <li>土木対策班</li> <li>水道対策班</li> <li>教育総務班</li> <li>生涯教育班</li> <li>福祉医療班</li> </ul> ※初動参集における各班の動員数については、別に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>統制、情報収集・伝達、集約、記録</li> <li>参集職員の掌握</li> <li>被害対応、避難情報の発令</li> <li>災害広報</li> <li>町民間合せ対応</li> <li>避難所開設準備（必要に応じ）</li> <li>各公共施設、災害危険個所等の点検、確認</li> <li>要配慮者利用施設の状況確認</li> <li>インフラ、ライフラインの状況確認及び点検</li> <li>水門等閉鎖及び排水機稼働準備</li> <li>被害等発生時の初期対応、安全化処置等</li> <li>必要に応じ対策会議の実施</li> <li>公共交通機関の状況確認</li> <li>マスコミ対応</li> <li>第3配備体制移行への検討</li> </ul>
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3（高齢者等避難）～4（避難指示）相当の気象情報が発表されたとき</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>人的又は住家被害の発生が予想される時</li> <li>小規模若しくは局地的な被害が発生したとき</li> <li>河川水位が上昇し、消防団待機水位を超過し、さらに水位の上昇が予想される時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風の本町への接近が明確となり、事前の対応が必要と認められる時</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度5弱以上</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波注意報が発表され、被害等が予想される時</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	<b>【災害警戒本部】</b> 本部長：町長 副町長、教育長、全課長等、関係職員  (町職員) 各班動員基準に基づくその他の職員は自宅待機  (消防団) 警戒体制 災害警戒本部の指示により行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務対策班</li> <li>農業対策班</li> <li>土木対策班</li> <li>水道対策班</li> <li>教育総務班</li> <li>生涯教育班</li> <li>福祉医療班</li> </ul> ※初動参集における各班の動員数については、別に示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害警戒本部の設置、設置報告</li> <li>統制、情報収集・伝達、集約、記録</li> <li>参集職員の掌握、安否確認</li> <li>被害対応、避難情報等の発令</li> <li>災害広報</li> <li>町民間合せ対応</li> <li>避難所開設準備</li> <li>各公共施設、災害危険個所等の点検、確認</li> <li>要配慮者利用施設の状況確認</li> <li>インフラ、ライフラインの状況確認及び点検</li> <li>排水機の稼働等状況確認</li> <li>被害等発生時の初期対応、安全化処置等</li> <li>警戒本部会議の実施</li> <li>公共交通機関の状況確認</li> <li>マスコミ対応</li> <li>災害応急対応の実施</li> <li>リエゾンの受入準備又は受入</li> <li>各防災機関との連絡調整</li> <li>災害対策本部への移行</li> <li>消防団との連絡調整、活動状況把握</li> <li>災害対策本部設置への検討</li> </ul>

体制区分		大雨・洪水	台風	地震	津波	職員参集の基準		
		災害状況の例	災害状況の例	災害状況の例	災害状況の例	本部体制・職員、消防団体制	参集範囲	主要対処事項
災害対策本部	第4配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル5（緊急安全確保）相当の気象情報が発表されたとき。</li> <li>気象情報の危険度レベルが危険度1以上となることが予想される時。</li> <li>町内において災害が発生したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風が本町を直撃することが明らかとなるとき。</li> <li>町長が必要と認めるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度6弱以上</li> <li>町長が必要と認めるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報以上が発表されたとき。</li> <li>町長が必要と認めるとき</li> </ul>	<b>【災害対策本部】</b> 本部長：町長 副町長、教育長、全課長等、関係職員 （町職員） 各班動員基準に基づく ※地震・津波時には全員登庁 （消防団） 非常体制 災害対策本部の指示により行動	風水害の場合は、第3配備体制時の動員規模を基に、対策会議により参集人員数を決定する ※地震・津波時には全職員登庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画の分掌業務を実施</li> </ul>

<知事への依頼諸様式>

	文書番号 年 月 日
宮崎県知事殿	
	新富町長
印	
自衛隊の派遣要請について	
自衛隊法第 83 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いします。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第 43 普通科連隊隊長) 殿
宮 崎 県 知 事
自衛隊の災害派遣について (要請)
自衛隊法第 83 条により、下記のとおり災害派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を希望する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 その他参考となるべき事項

<知事への依頼書様式>

	文書番号
	年 月 日
宮崎県知事殿	
	新富町町長
印	
自衛隊の派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収をお願いいたします。	
記	
1.	撤収開始日時
2.	撤収の理由等

<災害派遣撤収要請書様式>

( 陸 上 自 衛 隊 第 43 普 通 科 連 隊 隊 長 )	殿
文書番号	
	年 月 日
宮 崎 県 知 事	
自衛隊の派遣部隊の撤収について (要請)	
年 月 日付 (文書番号) で派遣を要請した標記について、年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。	

## 《消防協定書（新田原基地）》 資料 2.4.2

新田原基地と新富町との消防相互協定を次のように定める。

### 目 次

第1章	総 則
第 1 条	目 的
第 2 条	関 連 法 規
第 3 条	適 用 範 囲
第2章	通 則
第 4 条	応 援 要 請
第 5 条	応援隊の指揮権
第 6 条	応援隊の誘 導
第 7 条	情 報 交 換
第 8 条	応援出動時の災害補償及び費用負担第 9 条改定及び解約
第 1 0 条	応援隊の編成装備

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本協定は、航空自衛隊新田原基地司令（以下「甲」という）と地元及び隣接市町村長（以下「乙」という）との間において、独力では人命または財産の保護及び消化が困難であると予想される火災時の相互応援について、定めることを目的とする。

### (関連法規)

第2条 本協定の関連法規等は、次のとおりとする。

- 1 基地近傍火災時の自衛隊消防隊の出動根拠は、自衛隊法第86条及び第83条第2項（災害派遣）の想定により、部隊等が行動する場合には、当該部隊等に関係のある都道府県知事・市町村長・警察機関・消防機関及びその他の国または地方公共団体の機関と、相互に緊密に連絡し、協力するものとする。
- 2 消防組織法第6条  
市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。
- 3 消防組織法第21条第2項  
市町村長は、消防の相互応援に関して、協定することができる。

### (適用範囲)

第3条 本協定は、火災発生時（航空機事故救難を含む）のみに適用し、洪水、地震、及び土砂崩れ等の災害については適用しない。

## 第2章 通 則

### (応援要請)

第4条 応援要請は、乙から甲へ、または甲から乙へ行うものとする。

- 2 応援要請は、甲、乙相互に電話及びその他の方法により、次の事項を明確に連絡し、要請するものとする。
  - (1) 火災発生の場所
  - (2) 火災の程度及び種類
  - (3) 所要人員及び器材数
  - (4) 応援隊の差し出し場所
- 3 状況により、緊急必要と認めた場合は、上記応援要請を待つことなく相互に応援するものとする。

### (応援隊の指揮権)

第5条 応援隊は火災現場到着後は努めて、被応援地側の消防長の指示を尊重して行動するものとする。

### (応援隊の誘導)

第6条 被応援地の消防長は、応援隊の差し出し場所付近に誘導員を待機させ、応

援隊の誘導にあたるものとする。

(情報交換)

第7条 甲、乙消防責任者等は、適当な時期に会議を開催し、相互の消防に関する情報等を交換するものとする。

(応援出動時の災害補償及び費用負担)

第8条 応援出動にあたり、こうむった損害及び負傷等の補償に関しては、原則として応援者側において負担すべきものとする。

2 応援出動にあたり、被応援者側にあてた損害等については、原則として甲、乙の協議によるが、その行為が真にやむをえないものと認められた場合に限り、被応援者側で負担すべきものとする。

3 応援出動に要した費用は原則として、すべて応援者側の負担とする。

4 前各号の特例の場合については、そのつど甲、乙が協議して定める。

(改訂及び解約)

第9条 本協定について、施行中不具合な点があれば、甲、乙が協議により変更することができる。

2 甲側において、自衛隊法に基づく緊急事態が発生し、あるいはその他の特別な事由により、本協定の履行が困難な場合は、甲、乙両者は本協定を履行しないことができる。

3 前項により、履行を中止し、または解約を要する場合は、その主たる理由を付して相手側に通告するものとする。

(応援隊の編成、装備)

第10条 応援隊の編成、装備については別に定める。

附 則

1 この協定は昭和62年 6月 3日から施行する。

2 昭和37年 4月 1日の協定は廃止する。

昭和62年 6月 3日

甲：航空自衛隊新田原基地司令

空将補 宮 竹 惠 哉

乙：宮崎県児湯郡新富町

町 長 吉 田 良 治

《防災関連締結協定一覧》資料 2.5.1 令和2年2月現在

令和2年2月現在

No	区分	協定名	締結者	協定内容	締結日
1	国、公共機関と相互応援	新富町における大規模な災害応援に関する協定書	国交省 九州整備局	資器材、職員の応援	H23.9.8
2		宮崎縣市町村防災相互応援協定	宮崎市 他44市町村	災害時、人、物、食料等に関する相互支援	H8.8.29
3		西都児湯広域市町村における災害時相互支援に関する協定書	児湯市町村	災害時、人、物、食料等に関する相互支援	H20.10.6
4		大規模災害等の相互応援に関する協定書	基地関係自治体	食料、物資、資機材供給職員派遣等	H27.3.31
5	救援物資関連	災害時における救援物資提供に関する協定書	宮崎県農協果汁	飲料水の優先的無償提供	H20.7.19
6		災害時における物資供給に関する協定書	コメリ災害対策センター	水、物資供給	H23.7.1
7		災害時における物資提供に関する協定書	南九州コカコーラ	自販機内飲料水の無償提供	H19.3.27
8	インフラ、ライフライン等応急復旧関連	災害時の電気設備応急対策に関する協定書	新富町電気設備協会	被害状況調査、報告 応急復旧、資材提供	H20.6.2
9		災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定書	新富町管水道工事業 器用同組合	情報交換 応急給水 応急復旧	H20.8.5
10		宮崎県中部地区水道企業協議会災害時相互応援に関する協定	水道企業協議会	応援給水、職員、復旧 資材提供	H25.2.22
11		災害時におけるLPガス供給活動に関する協定書	LPガス協会児湯支部	避難所等へのLPガス、 資材等の供給	H22.3.30
12		新富町と宮崎電力株式会社との連携協定書	宮崎電力株式会社	災害時の電源システムの構築	R1.10.9
13		新富町災害復旧に関する覚書	九電高鍋配電事業所	情報共有、道路啓開等	H31.4.1
14	災害時における応援協力に関する協定書	高鍋地区建設業協会 新富支部	災害防止活動、 応急復旧活動等	H30.6.12	
15	避難収容関連	災害発生時における福祉避難所等の設置運営に関する協定書	望洋会 シルバーケア新富 弘成会	福祉避難所開設、運営	H26.10.30
16		災害時の施設利用に関する協定書	相馬工業株式会社	指定緊急避難場所提供 施設資機材の利用	H28.11.1
17		津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	希望の里	津波避難ビル使用	H25.11.7
18		津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	西日本高速道路	避難場所の提供	H26.3.14
19		災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本NTT宮崎支店	避難所への公衆電話の設置	H26.10.3
20	郵便局相互協力	災害時における新富町内郵便局、新富町間の相互協力覚書	新富町郵便局	施設、用地の相互使用 情報提供 避難場所等郵便箱設置	H10.3.17

No	区分	協定名	締結者	協定内容	締結日
21	郵便局相互協力	災害発生時における新富町と新富町関係郵便局の協力に関する協定	新富町郵便局、宮崎中央郵便局	上記内容の他、避難者リスト相互提供、広報活動	H28. 4. 1
22	防災無線	宮崎県防災行政連絡所の管理運営に関する協定書	宮崎県	連絡所の設置 無線局の開設	H28. 2. 1
23	防災情報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー	情報発信に関するもの	H31. 2. 18
24	消防関連	宮崎県消防相互応援協定書	県市町村長	消防力の相互支援	H7. 6. 19
25		新田原基地との消防相互協定	新田原基地	基地近隣市町村との使用防に関する相互支援	S62. 6. 3
26	友好交流	友好交流都市連携協定	熊本県小国町	災害時の相互支援	R1. 11. 10

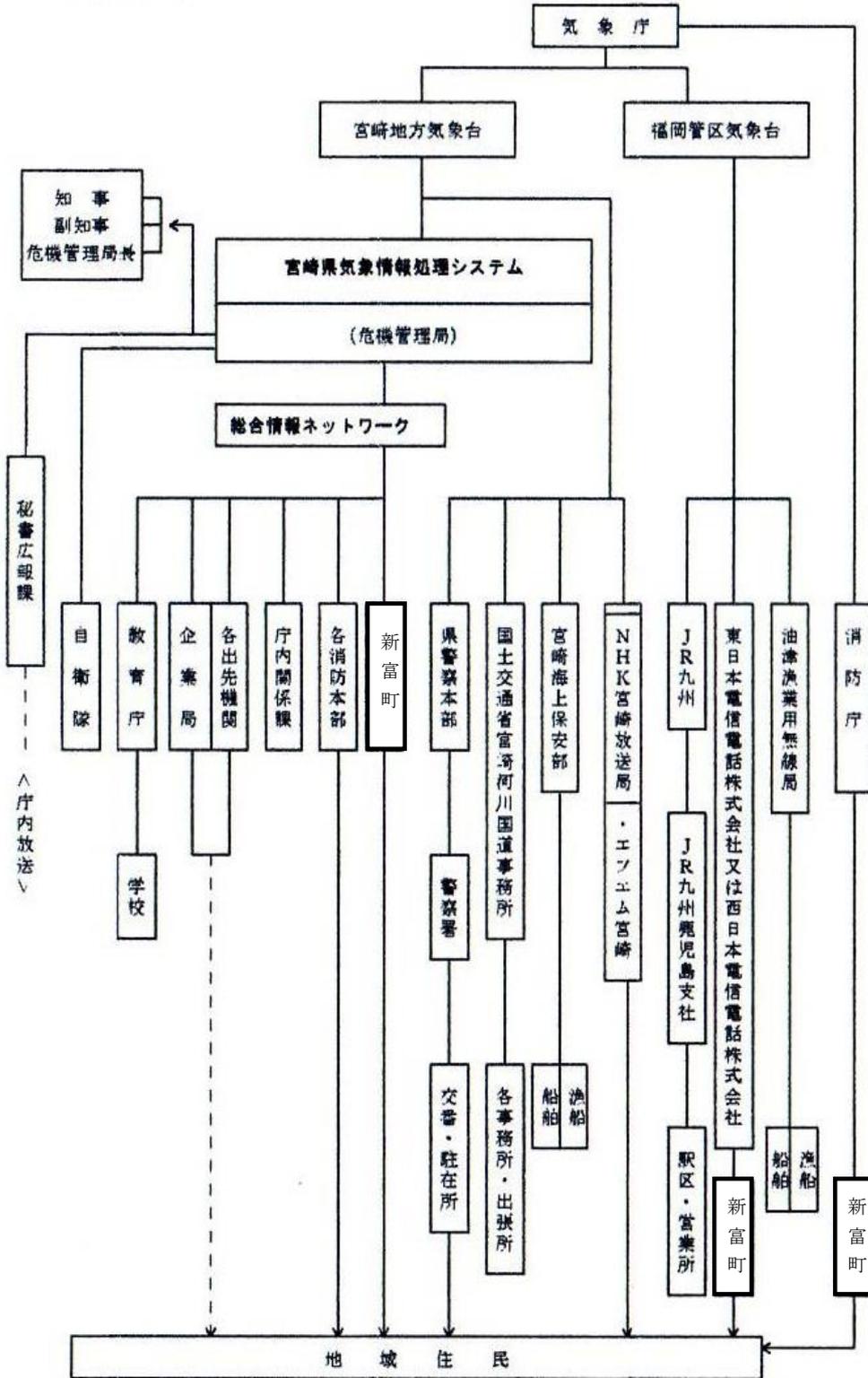
《気象・火災の情報、注意報及び警報》 資料 2.6.1

種類	発表の基準	該当する具体的条件
気象情報	<p>気象業務法上に基づいて気象官署気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。</p> <p>福岡管区気象台は、九州南部地方を対象とする九州南部地方情報及び宮崎県を対象とする宮崎県気象情報を発表するものとする。</p>	<p>ア. 注意報・警報を発表する時期尚早の段階で将来注意報・警報に相当する気象現象が起こることを警報するアラーム的情報。</p> <p>イ. すでに発表した注意報・警報文では十分に表現できなかった気象事項を補完する補完的情報。</p> <p>ウ. 大雨・洪水警報が発表されているとき、記録的な1時間雨量※(120mm以上)を観測した場合に、直ちに「宮崎県記録的短時間大雨情報」を必ず「」をつけて(定型文)発表し、さらに警戒を厳重にするようよびかける特別な大雨情報。</p> <p>※この値については注意報・警報の基準と同じに、検討と見直しが行われ必要な場合には変更される。</p>
火災気象通報	<p>消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに都道府県知事に対して行われる通報で、市町村長が発令する火災警報の基礎となる。実効湿度、風速などにより通報基準を定めている。</p>	<p>ア. 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり最大風速7メートルをこえる見込みのあるとき。</p> <p>イ. 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのあるとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)</p>
火災警報	<p>消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警報を喚起するために行う。</p>	

《気象予報等伝達系統図》 資料 2.6.2

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

(伝達系統)



注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

被害報告表 ( 地区 ) 調査員氏名

人的被害		死者	人	行方不明	人
		重傷者	人	軽傷者	人
住家被害	全壊		棟	世帯	人
	半壊		棟	世帯	人
	一部破損		棟	世帯	人
	床上浸水		棟	世帯	人
	床下浸水		棟	世帯	人
※ 人的被害・住家被害がある場合、その他の欄に氏名等を記入					
道路決壊場所					
崖崩れ場所					
河川決壊場所					
その他					

《被害報告表及び被害調査員名簿》 資料 2.7.1(2)

\_\_\_\_\_ (災害名) \_\_\_\_\_ 被害調査員名簿 (平成 年 月 日)

地区名	区長名	電話番号	調査員氏名	備考
富田町				
新馬場				
大淵				
田中				
上城元				
下城元				
八幡				
平田				
越馬場				
鬼付女				
西五反田				
東五反田				
王子				
江梅瀬				
横江				
軍瀬				
平伊倉				
宮之首				
矢床				
奥				
弁指				
下三納代				
新町				
今別府				
岩脇				
六反田				
日之出				
野中				
上日置				
追分				
祇園原				
川床				
黒坂				

地区名	区長名	電話番号	調査員氏名	備考
北畦原				
東畦原				
西畦原				
三財原				
湯風呂				
湯之宮				
一丁田				
十文字				
新田原				
学園台				
春日				
瀬口				
竹渕				
中村				
山之坊				
柳瀬				
中須				
伊倉				
麓				
成法寺				
溜水				
新田新町				
塚原				
末永				
舟津				
上今町				
下今町				
大和				

《被害認定の基準》 資料 2.7.2

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの。 又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	※非住家被害	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
その他の被害	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水がかったものとする。
その他の被害	畑の流失埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

被害区分		判定基準
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
その他	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運轉する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	被災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※住家の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
被災者	り災世帯の構成員とする。	

被害区分		判定基準	
被	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
害	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	金	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
額	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機器等とする。	

《災害状況即報》 資料 2.7.3(1)

第4号様式 (その2)

災害名 (第報)

報告者名	第1条 年 月 日 時 分
縣市町村	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	第2条 年 月 日 時 分	
	第3条						
被害の状況	死傷者	死傷者	人	不明	第4条 住家	第5条 全壊棟	第6条 一部破損棟
		負傷者	人	計人		第7条 半壊棟	第8条 床上浸水棟
	第9条						
応急対策の状況	第10条						

《被害状況即報（即報・確定報告）》 資料 2.7.3(2)

第4号様式（その1）

報告機関名				区分		番号	被害			
報告番号	第 報 ( 月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha	22			
					冠 水	ha	23			
				畑	流出・埋没	ha	24			
					冠 水	ha	25			
報告者名				文教施設		箇所	26			
				病院		箇所	27			
区 分		番号	被害	道 路		箇所	28			
人的被害	死者	人	1	そ の 他	橋 り よ う		箇所	29		
	行方不明	人	2		河 川		箇所	30		
	負傷者	重傷	人		3	港 湾		箇所	31	
		軽傷	人		4	砂 防		箇所	32	
住家被害	全 壊		棟		5	清 掃 施 設		箇所	33	
			世帯		6	崖 く ず れ		箇所	34	
			人		7	鉄 道 不 通		箇所	35	
	半 壊		棟		8	被 害 船 舶		隻	36	
			世帯		9	水 道		戸	37	
			人		10	電 話		回線	38	
	一部破損		棟	11	電 気		戸	39		
			世帯	12	ガ ス		戸	40		
			人	13	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	41		
	床上浸水		棟	14						
世帯			15							
人			16							
床下浸水		棟	17	り 災 世 帯 数		世帯	42			
		世帯	18	り 災 者 数		人	43			
		人	19	火災発生	建 物		件	44		
非住家		公共建物	棟		20	危 険 物		件	45	
		その他	棟		21	そ の 他		件	46	

区 分		番号	被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名称			
公立文教施設	千円	47			設置	月	日	時
農林水産施設	千円	48				解散	月	日
公共土木施設	千円	49		災 害 対 策 本 部				
その他の公共施設	千円	50						
小 計	千円	51						
公共施設被害市町村数		千円	52	設 置 市 町 村 名				
そ の 他	農産被害	千円	53	計	団体			
	林産被害	千円	54					
	畜産被害	千円	55	災 害 救 助 法				
	水産被害	千円	56					
	商工被害	千円	57					
					計	団体		
その他	千円	58		消防職員出動延人数	人	60		
被害総額		千円	59	消防団員出動延人数	人	61		
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概要							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難情報の発令の状況）							

## 《災害に対してとられた措置の概要》 資料 2.7.3(3)

### 1 災害対策本部措置の状況

本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。

### 2 避難情報の状況

避難情報を発令した者、対象となった区域及び人員、難情報の発令をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。

### 3 消防機関の活動状況

出動消防職員及び消防団員（延人員）消防機関の出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告するものとする。

### 4 応援要求状況、職員派遣状況

応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。

### 5 応急措置の概要

消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。

### 6 救助活動の概要

被災者に対する救助活動について、概要を報告するものとする。

《無線放送屋外拡声子局設置》 資料 2.7.4

番号	区域名	設置年度	補助区分
001	上 富 田 ( 役 場 )	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
002	大 渕	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
003	下 新 田	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
004	新 田	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
005	柳 瀬	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
006	中 村	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
007	川 床	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
008	上 新 田	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
009	北 畦 原	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
010	三 財 原	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
011	新 田 原	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
012	宮 之 首	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
013	追 分	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
014	上 日 置	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
015	六 反 田	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
016	鬼 付 女	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
017	下 富 田	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
018	横 江	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
019	仲 伏 団 地	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
020	富 田 浜 公 園	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
021	西 五 反 田	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
022	か も め 台	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
023	春 日	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業
024	県民スポーツセンター	平成 30 年度	防衛施設周辺民生安定施設整備事業

《基本法に基づく放送要請に関する協定》 資料 2.8.1(1)

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と日本放送協会宮崎放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次の通り協定する。

昭和40年12月1日

宮崎県知事 黒木博  
日本放送協会宮崎放送局長 池辺次雄

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会宮崎放送局長（以下「NHK宮崎放送局長」という。）に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、NHK宮崎放送局長に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 NHK宮崎放送局長は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和40年12月1日から施行する。

《基本法に基づく放送要請に関する協定》資料 2.8.1(2)

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と株式会社宮崎放送社長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次の通り協定する。

昭和40年12月1日

宮崎県知事 黒木博  
株式会社宮崎放送社長 黒木芳郎

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社宮崎放送社長に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、株式会社宮崎放送社長に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 株式会社宮崎放送社長は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和40年12月1日から施行する。

《基本法に基づく放送要請に関する協定》資料 2.8.1(3)

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と株式会社テレビ宮崎は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次の通り協定する。

昭和45年7月22日

宮崎県知事 黒木博  
株式会社テレビ宮崎代表取締役 黒木重男

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社テレビ宮崎に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、株式会社テレビ宮崎に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 株式会社テレビ宮崎は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和45年7月22日から施行する。

## 《基本法に基づく放送要請に関する協定》資料 2.8.1(4)

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と株式会社エフエム宮崎は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次の通り協定する。

昭和60年9月12日

宮崎県知事 松形祐堯  
株式会社エフエム宮崎代表取締役 黒木清次

### 災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、株式会社エフエム宮崎に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、株式会社エフエム宮崎に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 株式会社エフエム宮崎は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

### 附 則

この協定は、昭和60年9月12日から施行する。

《放送要請様式》 資料 2.8.2

放送申込書

放送要請の理由	〇〇警報発表に伴い〇〇市長から避難勧告の放送要請があった。							
放送事項	<p>〇〇警報が発表されたことに伴い、〇〇時〇〇分に〇〇市長から同市の次の地区の住民へ避難勧告が出されました。</p> <table border="1" data-bbox="443 600 1185 808"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 600 817 703">地区名 (ふりがな)</th> <th data-bbox="817 600 1185 703">避難場所名 (ふりがな)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 703 817 757">〇〇〇〇地区</td> <td data-bbox="817 703 1185 757">〇〇〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 757 817 808">〇〇〇〇地区</td> <td data-bbox="817 757 1185 808">〇〇〇〇公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>速やかに避難をお願いいたします。</p>		地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館
地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)							
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校							
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館							
その他必要な事項	文字及びアナウンスにより放送願います。							

平成 年 月 日

(放送機関) 様

宮崎県消防保安課長\_ 氏名

印

《治安施設》 資料 2.14.1

機関等	名称	住所	備考
警察署	新富交番	新富町大字上富田 3565	
警察署	新田駐在所	新富町大字新田 8224	
警察署	上新田駐在所	新富町大字新田 16392	

《児湯医師会救急収容施設及び救急医療班員医師名簿》 資料 2.15.1(1)

1 災害時救急収容施設

令和2年年2月現在

施設名	所在地	電話番号	備考
海老原総合病院	高鍋町大字上江207	23-1111	
坂田病院	高鍋町大字上江8108	22-3426	
山口整形外科	高鍋町大字北高鍋3235-3	22-3157	
国立病院機構宮崎病院	川南町大字川南19403-4	27-1036	
川南病院	川南町大字川南18150-47	27-4111	
都農町国民健康保険病院	都農町大字川北5202	25-1031	

《児湯医師会救急医療班員医師名簿》 資料 2.15.1(2)

2 救急医療班員

令和2年年2月現在

医師名	住所	電話番号	備考
黒木 宗俊	高鍋町	23-2882	黒木内科医院
押川 克久	新富町	33-4130	おしかわ内科クリニック
永田 昌彦	木城町	32-3322	木城クリニック
糸井 仁	川南町	27-0032	糸井医院
永友 淳司	都農町	21-2520	ながとも医院

《児湯医師会救急医療班員医師名簿待機医療機関（医師・スタッフ）》 資料 2.15.1(3)

3 待機医療機関（医師・スタッフ）

収容施設以外の全医療機関

被災した医療機関を除く全医療機関が必要に応じて医師及びスタッフを派遣する。その指示は、総括本部が行う。

《統括本部及び統括責任者》 資料 2.15.1(4)

4 統括本部及び統括責任者

令和2年年2月現在

統括本部	統括責任者	副統括責任者
児湯医師会事務局	会長 永友 和之	副会長 蟻塚 高生

資料提供：児湯医師会

《西都市・西児湯医師会災害医療収容施設及び災害医療班員医師名簿》 資料 2.15.2(1)

1 西都市西児湯医師会災害医療収容施設名簿

令和2年年2月現在

施設名	所在地	電話番号	備考
大塚病院	西都市大字御舟町2丁目45	43-0016	救急告示
西都児湯医療センター	西都市大字妻1550	42-1113	救急告示
三財病院	西都市大字下三財3378	44-5221	救急告示
鶴田病院	西都市御舟町1丁目78	42-3711	救急告示
西米良村立病院	西米良村大字村所66-1	36-1031	救急告示
西都病院	西都市大字調殿1010	43-0143	その他

《西都市・西児湯医師会災害医療班員医師名簿》 資料 2.15.2(2)

2 西都市西児湯医師会災害医療班医師名簿

令和2年年2月現在

班名	医師名	住所	電話番号	備考
1班	岩見 晶臣	西都市大字妻平田1516-1	42-1500	
	河野 立	西都市大字三宅2950-1	43-2200	
	兒玉 健二	西都市大字三宅2949	43-1777	
	斉藤 寿	西都市大字右松2221-1	43-4311	
	野口 英郎	西都市大字妻平田1660-1	42-0039	
2班	黒木 重晶	西都市聖陵町2丁目11	43-1304	
	兒玉 芳久	西都市御舟町1丁目5	43-3456	
	長田 直人	西都市大字妻1550	42-1113	
	佐藤 幸憲	西都市妻町3丁目128	43-5309	
	鶴田 曜三	西都市御舟町1丁目78	42-3711	
	富田 雄二	西都市小野崎2丁目35	43-0178	
	水田 能久	西都市小野崎1丁目26	43-1115	
3班	上山 征史郎	西都市妻町2丁目33	43-1129	
	上山 裕史	西都市中央町2丁目61	41-0808	
	宇和田 収	西都市右松1丁目11	42-0111	
	大塚 和子	西都市御舟町2丁目52	43-5234	
	大塚 直純	西都市御舟町2丁目45	43-0016	
	杉尾 克徳	西都市上町1丁目94	41-1177	
	中林 永一	西都市大字調殿1010	43-0143	
4班	相澤 潔	西都市大字下三財3378	44-5221	
	上野 尚美	西都市大字鹿野田5579-1	44-5100	
5班	片山 陽平	西米良村大字村所66-1	36-1031	
	南 寛之	西都市大字中尾171-9	46-2335	

資料提供：西都西児湯医師会

番号	名称	所在地	病床数	診療科目	電話番号	備考
1	おしかわ内科クリニック	新富町大字上富田3335-1	0	内科、皮膚科、呼吸器科、小児科、アレルギー科	33-4130	
2	見玉医院	新富町富田三丁目6-3	0	内科、消化器内科、循環器内科、小児科、放射線科、呼吸器内科、リハビリテーション科	33-0700	
3	小村医院	新富町大字新田481-1	0	内科、消化器内科、リハビリテーション科、放射線科	33-0120	
4	おおやまこどもクリニック	新富町富田西二丁目2-1	0	小児科	32-8303	
5	航空自衛隊新田原基地医務室	新富町大字新田19581	10	内科、外科、歯科	35-1121	
6	清風園診療所	新富町大字日置963-3	0	精神科	33-0038	
7	あゆみの里医務室	新富町大字上富田4726-1	0	内科	33-1155	
8	希望の里診療所	新富町大字下富田629-5	0	内科	33-4561	
9	とくだ歯科クリニック	新富町富田二丁目10-1	0	歯科、小児歯科、矯正歯科	33-4788	
10	みやじ歯科医院	新富町富田南四丁目52	0	歯科	33-0892	
11	大山脳神経外科クリニック	新富町富田一丁目3-2	0	神経内科、心療内科、脳神経外科、精神科、リハビリテーション科	26-8111	
12	北村医院	新富町富田二丁目53	0	内科、外科、消化器内科(胃腸内科)、肛門外科	21-5611	
13	たにはた整形外科	新富町富田三丁目51	0	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科	33-6631	
14	川原眼科	新富町大字上富田3344	0	眼科	32-0070	
15	たけしま歯科医院	新富町大字新田4763-3	0	歯科、小児歯科、矯正歯科	21-5188	
16	こころ歯科クリニック	新富町富田三丁目19-2	0	歯科、小児歯科、矯正歯科	26-8241	

《宮崎県災害拠点病院一覧表》 資料 1. 15. 4

令和2年2月 現在

種別	二次医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院
		宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	県北部	県立延岡病院
	日向入郷	社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院
		社会医療法人泉和会千代田病院
		医療法人誠和会和田病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院
		宮崎善仁会病院
	西諸	小林病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
日南串間	県立日南病院	

《新富町管水道工事業協同組合》 資料 2.16.1

令和2年2月現在

指定店名	代表者	住 所	電 話
(有) 川上電機	川上 喜義	新富町大字三納代 1864 番地 45	0983-33-2452
平口水道設備	平口 和彦	新富町大字伊倉 255 番地 4	0983-33-3966
(有) 共栄設備	河野 祥昭	新富町大字三納代 1887 番地	0983-33-0562
(株) 黒木設備工業	黒木 直樹	新富町大字日置 929 番地 2	0983-33-0759
(有) 斉田商事	齋田 泰人	新富町富田二丁目 10 番地 1	0983-33-0122
新生電機商会	福原 正寛	新富町大字上富田 6720 番地 10	0983-33-3728
橋本電気水道工事店	橋本 猛	新富町大字新田 8286 番地	0983-33-3204
大木電気・設備	大木 英義	新富町大字新田 5934 番地 10	0983-33-2461
太田電機設備	太田 公健	新富町大字上富田 5140-1	0983-33-5048

《町有車両保有台数一覧表》 資料 2.20.1

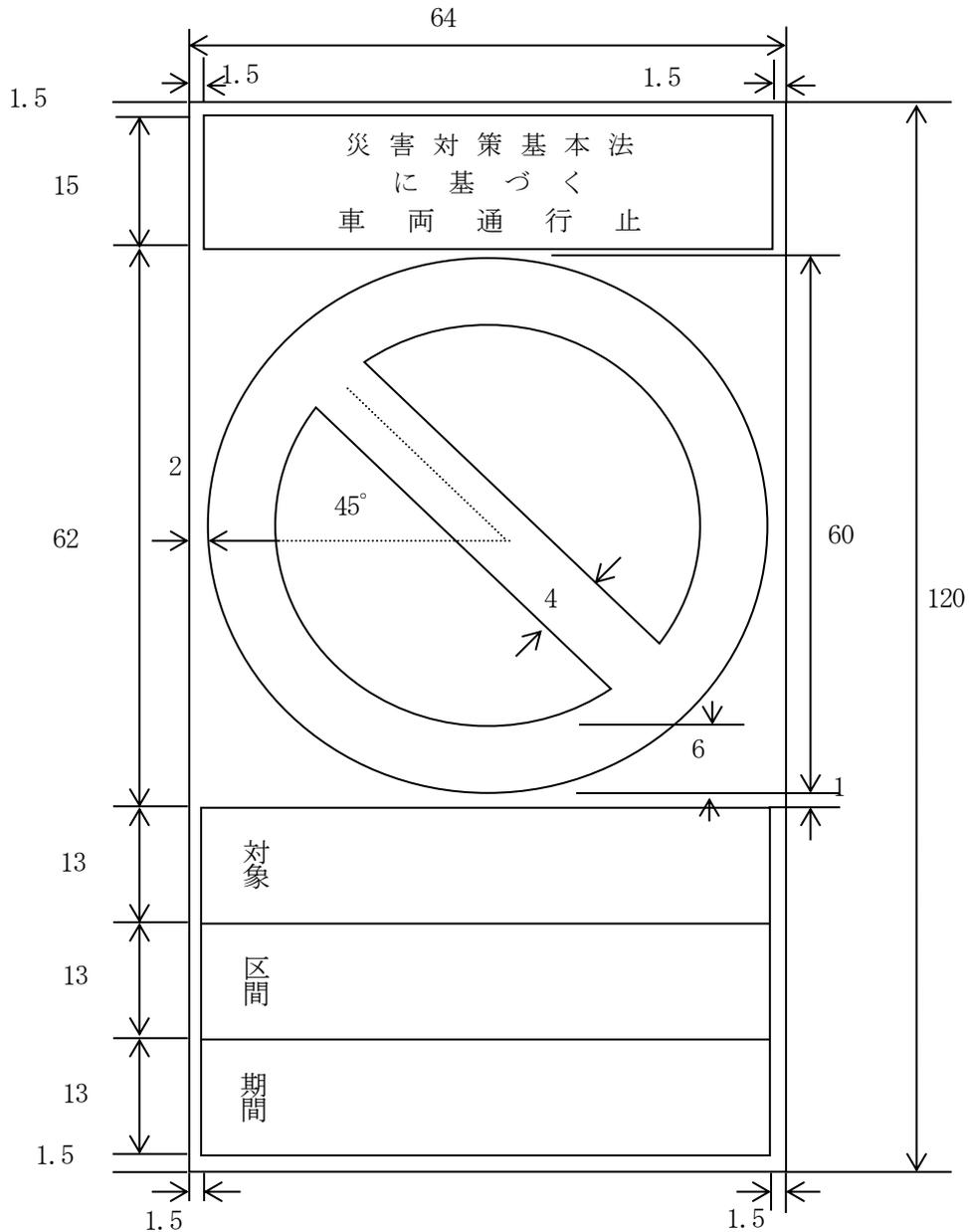
財政課（令和3年12月）

車番	配属課	車名	登録番号	排気量
1	財政課	リーフ	300-の-6440	80
2	教育総務課	軽トラック	41-す-1664	650
3	都市建設課	軽バン	480-あ-3328	650
4	教育総務課	いすゞバン	100-す-9989	2,990
5	生涯学習課	キャブオーバー	400-ち-5429	2,980
6	農地管理課	エブリイ	480-て-9058	650
7	財政課	デイズ	580-ゆ-8108	650
8	都市建設課	軽バン	480-け-9833	650
9	農業公社	ミニカ	580-け-3253	650
10	教育総務課	軽トラック	480-た-9726	650
11	町民課	軽バン	480-あ-3326	650
12	税務課	軽バン	480-と-4041	650
13	財政課	エブリイ	480-て-9553	650
14	財政課	デイズ	580-ゆ-8109	650
16	都市建設課	軽バン	480-え-2216	650
17	生涯学習課	軽バン	480-て-1018	650
18	福祉課	EKワゴン(日赤)	580-な-8922	650
19	財政課	エブリイ	480-て-8878	650
20	都市建設課	軽トラック	480-つ-4471	650
21	財政課	福祉バス	200-は-257	5,120
22	財政課	デイズ	580-ゆ-8110	650
23	都市建設課		100-せ-1015	2,980
24	財政課	2tダンプ	400-す-5019	5,240
25	都市建設課	軽トラック	480-か-3640	650
27	都市建設課	藤山シヨベル	000-る-469	3,260
28	産業振興課	エブリイ	480-と-443	650
29	教育総務課	軽バン	480-え-2217	650
30	水道課	軽トラック	480 せ 2224	650
31	都市建設課	塵芥車	800 す 2936	2,990
33	議会事務局	エスティマ	300-の-6729	2,360
34	教育総務課	軽トラック	41-に-7970	650
35	水道課	軽バン	41-な-4681	650

36	財政課	軽バン	480-あ-3327	650
37	財政課	ノア	501-と-3186	1,790
38	財政課	プリウス	300-ぬ-6538	1,490
39	いきいき健康課	EKワゴン	580-は-5013	650
41	1部 竹淵(積載車)	消防車	800-す-3015	2,980
42	2部 麓(自動車)	消防車	88-す-147	7,960
43	2部 柳瀬(積載車)	消防車	88-さ-5240	1,990
44	3部 新田新町(積載車)	消防車	88-す-2380	1,990
46	4部 上今町(積載車)	消防車	800-す-4535	2,980
47	5部 川床(自動車)	消防車	800-す-3021	2,980
48	6部 西畦原(積載車)	消防車	800-す-4538	2,980
49	7部 湯之宮(積載車)	消防車	800-す-1870	2,980
50	8部 新馬場(積載車)	消防車	800-す-1879	2,980
51	9部 上城元(積載車)	消防車	88-す-2384	1,990
52	10部 平田(自動車)	消防車	800-す-1360	4,000
53	11部 西五反田(積載車)	消防車	88-す-2392	1,990
54	12部 横江(積載車)	消防車	88-す-700	1,990
55	13部 宮ノ首(積載車)	消防車	88-す-2395	1,990
56	14部 新町(積載車)	消防車	88-す-711	1,990
57	15部 六反田(自動車)	消防車	800-さ-4041	4,890
59	16部 追分(積載車)	消防車	800-す-3029	2,980
60	総務課(消防団指揮車)	消防車	800-す-3945	2,490
62	福祉課	福祉関係バス	800-さ-1241	5,240
63	都市建設課	トラクター	003-505	
64	財政課	ノア	501-と-3187	1,790
65	農業公社	ミニカ	580-け-3254	650
66	シルバー人材センター	トラクター(芝刈)	ロ-333	
67	産業振興課	エブリイ	480-と-444	650
68	福祉課	アルト	581-う-3437	650
69	福祉課	ムーブ	581-い-438	650
71	いきいき健康課	ワゴンR	50-ゆ-6414	650
72	水道課	インプレッサワゴン	800-さ-5347	1,490
73	総務課	軽バン	480-ち-1962	650
74	都市建設課	ヒノレンジャーダンプ	100-さ-9925	6,400
75	教育総務課	日野 バン	100-す-2554	4,000
76	福祉課	スバルステラ	580-な-8783	650

77	総合政策課(コミバス)	キャブオーバー	200-さ-936	2,980
78	総合政策課	軽バン	480-せ-6795	650
79	温泉センターバス	ステーションワゴン	300 は 7504	2,690
80	財政課	ホンダ オデッセイ	300 ほ 6827	1,990
81	基地対策課	バン	480 て 3180	650
84	税務課	エブリイ	480-そ-8092	650
85	福祉課		581-う-3228	650
88	福祉課	アルト	581-せ-8894	650
89	福祉課	アルト	581-せ-8893	650
90	福祉課	エブリイ	480-と-1758	650
91	財政課(町長車)	アルファード	300 め 9812	2,490

様式1 (表示)



備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及びびわくを赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2 (標章)

登録 (車両) 番号	<input type="text"/>
	
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録 (車両番号)」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急車両（消防車）

様式第 18 号（第 20 条、第 21 条関係）

第 号	
緊急自動車 道路維持作業用自動車	届出確 ・ 指定証 認証
平成 年 月 日	
官崎県公安委員会	
道路交通法施行例	
1. 用途	-----
2. 自動車を使用する 者の住所及び氏名	----- -----
3. 自動車の種類 車名及び型式	----- -----
4. 自動車登録番号 又は車両番号	----- -----
	車台番号
5. 自動車の使用の 本拠の位置及び名称	----- -----

様式第3号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
宮崎県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証	
宮崎県公安委員会 殿		宮崎県公安委員会 印	
申請者 住所 (電話) 氏名		年 月 日	
番号標に表示されている番号		左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		(注)	
使用者	住 所	1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。	
	( ) 局 番	2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会(警察本部又は警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。	
出 発 地	氏 名	3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。	
(注) この事前届出書は、2通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ1通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通規制課に提出してください。		(1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。	
		(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。	
		(3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	

《防疫用薬剤の調達候補店舗》 資料 2.21.1

調達先	在庫場所	電話番号	備考
金丸薬品	新町	33-0108	
関屋薬局	八幡	33-0076	
コスモス薬品	下三納代	21-5655	
コメリハード&グリーン 新富店	今別府	21-5882	

名称	所在地	電話番号	FAX番号	火葬場の位置	設置主体	火葬場担当部署	電話番号
1 宮崎市葬祭センター	宮崎県宮崎市大字郡司分乙2356番地	0985-51-4374	0985-51-437	JR南宮崎駅から4km,車で10分	宮崎市	地域振興部生活安全課	0985-21-1751
2 都城市斎場	宮崎県都城市下長飯町5453	0986-39-0260	0986-39-399	JR西都城駅から4km,車で15分	都城市	環境森林部環境政策課	0986-23-2130
3 延岡市斎場いのちの杜	宮崎県延岡市熊野江町2985	0982-43-1155	0982-43-133	JR延岡駅から17km,車で25分	延岡市	市民環境部生活環境課	0982-22-7001
4 日南市葬祭場	宮崎県日南市梅ヶ浜三丁目1番1号	0987-31-0110		JR油津駅から3km,車で10分	日南市	美化推進課	0987-27-0255
5 西諸広域葬祭センター	宮崎県小林市東方1046番地の3	0984-22-4401	0984-22-440	小林駅から4.5km,車で10分	西諸広域行政事務組合	西諸広域行政事務組合事務局	0984-22-5526
6 日向地区斎場東郷霊苑	宮崎県日向市東郷町大字山陰丙619番地	0982-69-3147	0982-69-367	JR日向市駅から11km,車で20分	日向東臼杵広域連合	業務第1係	0982-53-3401
7 串間市葬祭場	宮崎県串間市大字南方1027-44	0987-72-3000	0987-71-125	JR串間駅から2km,車で約5分	串間市	市民生活課	0987-72-1111
8 東諸葬祭場	宮崎県東諸県郡国富町大字向高1680番地	0985-75-6950		JR宮崎駅から20km,車で30分	国富町	町民生活課	0985-75-3816
9 西都児湯斎場「再生の杜」	宮崎県西都市大字南方6545番地1	0983-41-1761	0983-22-531	JR日向新富駅から8.8km,車で20分	西都児湯環境整備事務組合	西都児湯環境整備事務組合事務局	0983-41-1761
10 西米良村火葬場	宮崎県児湯郡西米良村235-41	0983-36-1974		西米良村役場から車で5分	西米良村	村民課村民生活グループ	0983-36-1111
11 都農川南葬祭センター	宮崎県児湯郡都農町大字川北5256番地	0983-25-3514		都農町役場から1km,都農駅から車で5分	都農町	住民課	0983-25-5713
12 西臼杵斎場	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井2178番地	0982-72-2098	0982-72-209	JR延岡駅から車で50分	西臼杵広域行政事務組合	西臼杵広域行政事務組合事務局	0982-72-2791

《学用品の調達先》 資料 2.24.1

調達先	在庫場所	電話番号	備考
株式会社オフィスナガトモ	新田成法寺	33-1105	
アイシステム	新田1丁目	35-1198	

《公的住宅一覧》 資料 2.25.1

令和2年2月現在

行政コード	住宅名	所在地
78	町営天井丸住宅	新富町大字上富田 3690-1、富田西 3 丁目 5-1
79	町営天井丸住宅	新富町大字上富田 3615、富田西 3 丁目 18-2
80	町営天井丸住宅	新富町大字上富田 3608
81	町営栗野田住宅	新富町大字上富田 6353
82	町営栗野田団地 A 棟	新富町大字上富田 7478-5
83	町営栗野田団地 B 棟	新富町大字上富田 7478-5
87	町営新町住宅	新富町大字三納代 1864-9
88	町営新町新団地 A 棟	新富町大字三納代 1864-21
89	町営新町新団地 B 棟	新富町大字三納代 1864-19
91	町営三納代住宅	新富町大字三納代 2293、三納代 2370
92	町営仲伏団地	新富町大字日置 786-72
93	県営天井丸団地	新富町大字上富田 3672
94	県営三納代団地	新富町大字三納代 1864、三納代 1865
108	町営新前原団地	新富町大字新田 17053-1
109	町営柳田団地	新富町大字新田 15560-1
109	町営柳田南住宅	新富町大字新田 15560-1
110	町営湯之宮住宅	新富町大字新田 18243-1
111	町営新麓住宅	新富町大字新田 7727、新田 7737
113	町営牧神住宅	新富町大字新田 8085
114	町営桜木住宅	新富町大字新田 8337
116	町営新成法寺団地 A 棟 B 棟	新富町大字新田 5712
117	町営宮ヶ平団地 A 棟 B 棟	新富町大字新田 3333
118	町営宮ヶ平団地 C 棟 D 棟	新富町大字新田 3344
135	町営しんこうじ団地	新富町大字新田 7029
139 (122、123)	県営新田麓団地	新富町大字新田 7045-2

資料：新富町都市建設課

《応急危険度判定士等の協力依頼先》 資料 2.25.2

協力依頼先	所在地	電話番号
(財)宮崎県建築住宅センター		0985-50-5573

## 《宮崎県北部排出油防除協議会会則》 資料 2.33.1

第1条 この協議会は、北緯32度線以北の宮崎県北部の周辺海域において、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号）第43条の6に基づく協議会として、大量の油等排出事故等が発生した場合の防除活動（以下「油等防災」という。）について、その連携を図り、必要な事項を協議し且つ防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

（会の名称及び事務局）

第2条 会の名称を「宮崎県北部排出油等防除協議会」（以下「排防協」という）と呼称し、事務局を日向海上保安署に置く。

（業務）

第3条 「排防協」は、次の業務を行う。

- ① 「油等防除計画」の協議
- ② 「油等防災」の連携についての総合調整
- ③ 「油等防災」に必要な資料の収集及び提供
- ④ 「油等防災」に関する技術調査及び研究
- ⑤ その他、「油等防災」に必要な事項の協議

（会員）

第4条 「排防協」は、県北部海域の「油等防災」に関係ある別表に掲げる行政機関及び企業団体の長、又はその指名する職員をもって会員とする。

（役員）

第5条 「排防協」に会長、副会長、委員若干名を置く。

- ① 会長は、日向海上保安署長をもって充てる。
- ② 副会長は、総会の互選により選出した者を充てる。
- ③ 委員に、会執行委員を置き、会務執行委員は会員の内から会長が委嘱する。
- ④ 副会長、委員の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。

（役員の仕事）

第6条 会長は、「排防協」を代表し会務を統括する。

- ① 副会長は、会長を補佐する。
- ② 委員は、委員会に付託された事務の処理に当る。

（会議）

第7条 会議は、定期総会、臨時総会及び会務執行委員会とし、会長が招集する。

- ① 定期総会は、年1回、臨時総会及び会務執行委員会はある場合随時開催する。
- ② 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

（総会）

第8条 総会においては、次の事項を協議決定する。

- ① 業務計画
- ② 会則第1条の目的を達成するために必要な事項
- ③ 会則の改正
- ④ その他、会長が必要と認める事項

(会務執行委員会)

第9条 会務執行委員会は、会長、副会長及び会務執行委員会により構成し、次の事項を協議する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 会則第3条の業務に関する事項
- ③ その他、会長が必要と認める事項

(情報提供及び防除活動)

第10条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 各会員は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」及び固有の事務等の規定に基づき防除活動を実施するものとする。

(総合調整本部)

第11条 調整本部の設置等

- ① 会長は、必要と認めた場合は、直ちに総合調整本部を日向海上保安署、又は会長の指定する場所に設けその旨を会員に連絡するものとする。
- ② 出動の要請を受けた会員は、別表に掲げる所属の職員を総合調整本部に派遣し、連絡調整に当らせるものとする。
- ③ 会長は、必要と認めた場合、防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその他の防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者を参加させるものとする。
- ④ 会長は、総合的な「油等防災」の必要が無くなった場合は、総合調整本部を解散する。

(資料の交換)

第12条 会員は、「油等防災」に必要な次の資料を別添様式により年1回(3月31日現在)会長に提出するものとし、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知するものとする。

- ① 船艇の状況
- ② 防災資機材の備蓄状況
- ③ 沿岸危険物貯蔵所等の設置状況
- ④ 沿岸漁業権等関係図
- ⑤ 情報連絡体制(昼夜間の電話番号等)

(訓練)

第13条 会員は、協力して「油等防災」訓練を原則として年1回以上行うものとする。

(経費の求償事務)

第14条 各機関の使用した経費の算出計上及び請求書作成の事務は、各々の出動機関が行い、「排防協」はその調整及び促進を図るものとする。

(災害賠償)

第15条 「油等防災」に出動した者が、そのために死亡、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当るものとし、「排防協」はその調整及び促進を図るものとする。

(運営)

第16条 「排防協」の維持運営に関しては、別途協議して定める。

(協議)

第17条 この会則に疑義を生じた場合及びこの会則に定められていない事項についての協議の必要

がある場合には、その都度、会務執行委員会に諮るものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第 18 条 「排防協」は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 4 3 条の 6 第 2 項に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、県北部海域に関しての同法律第 4 3 条の 5 第 1 項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(隣接協議会との防除活動)

第 19 条 会長は、隣接排出油等防除協議会から要請があった場合、会員と調整のうえ、出動を要請するものとする。

なお、応援活動等については、各協議会との協定書に基づくものとする。

(庶務)

第 20 条 「排防協」の庶務は、日向海上保安署にて行う。

(その他)

第 21 条 県北部に隣接する海域等における「油等防災」の支援活動を目的として、会員の協議により、「排防協」から資機材の搬出等の協力・支援ができるものとする。

(付則)

この会則は、昭和 4 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 4 5 年法律第 1 3 6 号) 第 4 3 条の 3 第 1 項に基づく「排防協」としての位置づけに係る本措置は、平成 8 年 6 月 5 日から施行する。

- ※ 平成 1 0 年 6 月 1 6 日 一部改正
- ※ 平成 1 1 年 6 月 2 5 日 一部改正 (協議会名改正)
- ※ 平成 1 4 年 6 月 2 5 日 一部改正 (隣接協議会との応援活動改正)
- ※ 平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日 一部改正 (協議会名等の改正)
- ※ 平成 2 2 年 1 2 月 9 日 一部改正 (日向海上保安署への名称変更)

## 宮崎県北部排出油等防除協議会 会員名簿

令和2年2月現在

	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
1	九州地方整備局宮崎港湾空港整備事務所	880 0858	宮崎市港1-16	0985 25-5375
2	宮崎県北部港湾事務所	883 0062	日向市日知屋新開17371-2	0982 52-5366
3	延岡警察署	882 0872	延岡市愛宕町3-143-2	0982 22-0110
4	日向警察署	883 0052	日向市鶴町2-1-13	0982 53-0110
5	高鍋警察署	884 0002	児湯郡高鍋町大字持田3382-2	0983 22-0110
6	延岡市役所(生活環境課)	882 8686	延岡市東本小路2-1	0982 22-7001
7	日向市役所	883 8555	日向市本町10-5	0982 52-2111
8	門川町役場	889 0696	東臼杵郡門川町本町1-1	0982 63-1140
9	都農町役場	889 1201	児湯郡都農町大字川北4874-2	0983 25-5710
10	川南町役場	889 1301	児湯郡川南町大字川南13680-1	0983 27-8001
11	高鍋町役場	884 8655	児湯郡高鍋町大字上江8437	0983 26-2001
12	新富町役場	889 1403	児湯郡新富町大字上富田7491	0983 33-6061
13	延岡市消防本部	882 0802	延岡市野地町5-2761	0982 33-3327
14	日向市消防本部	883 0066	日向市亀崎2-23	0982 52-2840
15	東児湯消防組合消防本部	884 0006	児湯郡高鍋町大字上江4526	0983 22-1360
16	旭化成株式会社延岡支社(日向事務所)	883 0062	日向市大字日知屋16863-1	0982 55-2001
17	株式会社日向製錬所	883 0065	日向市船場町5	0982 52-8101
18	東ソー日向株式会社	883 0065	日向市船場町1	0982 52-5351
19	第一糖業(株)	883 0062	日向市日知屋新開17371	0982 52-4162
20	南日本くみあい飼料(株)日向工場	883 0062	日向市日知屋新開17371-1	0982 52-4715
21	旭化成ケミカルズ(株)日向化学品工場	883 0063	日向市竹島町1-48	0982 55-2070
22	旭化成新港基地(株)	889 0512	延岡市新浜町1-8935-160	0982 37-4899
23	東西オイルターミナル(株)日向油槽所	883 0062	日向市日知屋5552-497	0982 53-2688
24	細島水先区水先人会	883 0012	日向市江良町4-9	0982 54-1065
25	細島港荷役振興株式会社	883 0062	日向市日知屋17731-2	0982 52-4527
26	日本通運(株)延岡支店	883 0063	日向市竹島町3	0982 56-1612
27	日向運輸(株)	883 0065	日向市船場町1-16	0982 52-2148
28	八興運輸(株)	883 0065	日向市船場町1-1	0982 52-2185
29	センコー(株)東九州主管支店 日向PDセンター	883 0063	日向市竹島町1-43	0982 52-3151
30	宮崎カーフェリー(株)	880 0858	宮崎市港3-14	0985 31-6026
31	宮崎県漁連延岡支所	889 0513	延岡市土々呂町3-4498	0982 37-0030
32	延岡市漁業協同組合	889 0513	延岡市土々呂町3-4040	0982 37-0611
33	門川漁業協同組合	889 0611	東臼杵郡門川町尾末8807-60	0982 63-2123
34	庵川漁業協同組合	889 0605	東臼杵郡門川町庵川西6-188	0982 63-1048
35	日向市漁業協同組合	883 0001	日向市細島852-3	0982 52-4088
36	株式会社長谷川組	889 0612	東臼杵郡門川町中須4-17	0982 63-1174
37	株式会社児玉組	889 0614	東臼杵郡門川町上町4-11	0982 63-1073
38	五洋建設(株)九州支店	812 8614	福岡市博多区博多駅東2-7-27	092-475-5487
39	宮前建設株式会社	883 0062	日向市日知屋16751	0982 52-5185
40	大和開発株式会社 本社	880 0852	宮崎市高洲町235-3	0985 27-8111
41	宮崎県北部地区港湾工事安全連絡会	889 0612	東臼杵郡門川町中須4-17	0982 63-1174
42	中国木材株式会社 日向工場	883 0063	日向市竹島町1-101	0982 50-2882
43	日向海上保安署	883 0062	日向市日知屋16847-5	0982 54-4999

宮崎県北部排出油等防除協議会連絡系統図

令和2年2月現在

日向海上保安署							
電話	54-4999	細島港荷役振興㈱		細島港水先人会			
FAX	52-8712	電話	52-4527	電話	54-1065		
夜間	宮崎海保へ転送	FAX	52-4530	FAX	66-0616		
		夜間	090-1516-0059	夜間	090-2588-0734		
		榑長谷川組 (港湾工事安全連絡会)		宮前建設㈱ 工事部		五洋建設㈱九州支店	
		電話	63-1174	電話	52-5185	電話	092-475-5487
		FAX	63-0375	FAX	52-4290	FAX	092-475-5493
		夜間	090-8299-3685	夜間	090-4777-5862	夜間	090-2512-0157
	北部港湾事務所 総務課	国交省港湾細島事務所		榑児玉組 重機船舶部		大和開発㈱本社	
電話	52-5366	電話	52-5303	電話	63-1073	電話	0985-27-8111
FAX	52-5368	FAX	52-5376	FAX	63-3998	FAX	0985-27-8118
夜間	上記番号で 担当者に転送	夜間	090-3017-4315	夜間	080-8353-3742	夜間	090-1510-1662
		日本通運㈱延岡支店		セコ-榑東九州主管支店 日向PDセンター		中国木材株式会社 日向工場	
		電話	56-1612	電話	52-3151	電話	50-2882
		FAX	56-1328	FAX	52-3155	FAX	50-2883
		夜間	090-8224-5742	夜間	080-8564-2922	夜間	
		八興運輸㈱		日向運輸㈱			
		電話	52-2185	電話	52-2148		
		FAX	52-2186	FAX	54-8893		
		夜間	080-2757-7067	夜間	090-8391-3966		
	日向市消防本部 警防課	日向警察署 警備課		日向市役所 防災推進課		門川町役場 農林水産課	
電話	52-2840	電話	53-0110	電話	52-2111	電話	63-1140
FAX	52-0119	FAX	53-0110	FAX	54-8747	FAX	63-1356
						夜間	080-1739-1501
		榑日向製錬所 総務部業務課		旭化成榑日向化学品工場 環境安全課		宮崎カーフェリー㈱	
		電話	52-8101	電話	55-2070	電話	0985-31-6026
		FAX	53-5513	FAX	55-2084	FAX	0985-31-6057
		夜間	52-8101	夜間	55-2088	夜間	080-3971-1650
	東西オイルターミナル㈱	東ソ-日向㈱ 品質管理室		南日本くみあい飼料㈱ 管理課		第一糖業㈱ 総務経理室	
電話	53-2688	電話	52-5351	電話	52-4715	電話	52-4162
FAX	53-2689	FAX	52-6319	FAX	52-4719	FAX	53-2389
夜間	080-1327-2360	夜間	090-4553-5082	夜間	080-5809-4162	夜間	52-4161
						休日	52-4161
	日向市漁協	門川漁協		庵川漁協			
電話	52-4088	電話	63-2123	電話	63-1048		
FAX	54-8033	FAX	63-0141	FAX	63-6767		
夜間	090-1872-6233	夜間	63-1883	夜間	090-5924-2980		
		携帯	090-8669-1883				
		都農町役場 総務課		川南町役場 環境水道課		新富町役場 総務課	
		電話	0983-25-5710	電話	0983-27-8010	電話	0983-33-6061
		FAX	0983-25-1029	FAX	0983-27-5879	FAX	0983-33-4862
		夜間		夜間		夜間	0983-33-6027
		高鍋警察署 警備課		高鍋町役場 総務課			
		電話	0983-22-0110	電話	0983-26-2001		
		FAX	0983-22-0110	FAX	0983-23-6303		
		夜間		夜間			
	旭化成新港基地㈱ 環境安全担当	県漁連延岡支所		延岡市漁協			
電話	0982-37-4899	電話	0982-37-0030	電話	0982-37-0611		
FAX	0982-37-0598	FAX	0982-37-0716	FAX	0982-37-8150		
夜間	0982-37-0314	夜間		夜間	0982-37-4631		
	延岡市消防本部 警防課	延岡警察署 警備課		延岡市役所 生活環境課			
電話	0982-33-3327	電話	0982-22-0110	電話	0982-22-7001		
FAX	0982-33-0119	FAX	0982-22-0110	FAX	0982-31-5515		
				夜間・休日	0982-34-2111		

《災害被害者に対する町税の減免に関する条例》 資料 3.5.1

○災害被害者に対する町税の減免に関する条例

昭和57年12月25日

条例第22号

改正 昭和59年6月26日条例第15号

平成10年3月30日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第323条及び第367条の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき町税の減免について必要な事項を定めるものとする。

(町民税の減免)

第2条 町長は、町民税の納税者（個人に限る。）が災害により次の各号の1に該当することとなった場合は、当該納税者に係る災害による被害を受けた日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の町民税額のうち被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、当該各号に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

(1) 死亡した場合 10分の10

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10

(3) 障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合 10分の9

2 町長は、納税者（その者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族を含む。）が災害によりその所有に係る住宅又は家財について被害を受けた場合において、当該住宅又は家財の損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、当該納税者の前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第4項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条第6項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）がある場合には当該金額を含む。以下本条において同じ。）が1,000万円以下であるときは、当該納税者に係る当該年度分の町民税額のうち被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄に掲げる合計所

得金額及び同表の中欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	損害の程度	軽減又は免除の割合
500万円以下	10分の5以上	10分の10
	10分の3以上10分の5未満	2分の1
750万円以下	10分の5以上	2分の1
	10分の3以上10分の5未満	4分の1
750万円を超えるとき	10分の5以上	4分の1
	10分の3以上10分の5未満	8分の1

3 町長は、納税者が災害により農作物に被害を受けた場合において、当該農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であり、かつ、当該納税者の前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるとき（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるときは除く。）は、当該納税者に係る当該年度分の町民税額のうちその被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額のうち農業所得に係る町民税所得割の額（当該年度分の町民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

（固定資産税の減免）

第3条 町長は、納税者が、災害によりその所得に係る固定資産について被害を受けた場合において、当該被害を受けた固定資産に対して課した当該年度分の固定資産税のうち被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄に掲げる固定資産の種類及び同表の中欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、それぞれ同表の当該右欄に掲げる割合により軽減し、又は免除する。ただし、他の市町村の区域にわたり償却資産を所有する者については、その所有する全償却資産に係る

被害の状況により町長が必要と認める限度において軽減し、又は免除することができる。

種類	損害の程度	軽減又は免除の割合
土地	被害面積（流失、埋設、崩壊等による被害面積をいう。以下同じ。）が当該土地の面積の10分の8以上のもの	10分の10
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のもの	10分の8
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のもの	10分の6
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のもの	10分の4
家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	10分の10
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4
償却資産	家屋に準ずる	家屋に準ずる

(減免の申請)

第4条 この条例の規定により町税の減免を受けようとする者は、被害を受けた日の翌日から起算して30日以内に申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に対する決定をし、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第5条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により、町税の減免を受けた者がある

場合は、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年度分の町税から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

2 この条例の施行の前日に発生した災害に係る申請書の提出期限は、第4条の規定にかかわらず、施行の日の翌日から起算して30日以内とする。

附 則 (昭和59年6月26日条例第15号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の災害被害者に対する町税の減免に関する条例は、昭和59年度分の町税から適用し、昭和58年度分までの町税については、なお従前の例による。

附 則 (平成10年3月30日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の災害被害者に対する町税の減免に関する条例第2条第2項及び第3項の規定は、平成10年度以後の年度分の町民税について適用し、平成9年度分までの町民税については、なお従前の例による。

《災害弔慰金の支給等に関する条例》 資料 3.6.1

和 49 年 6 月 24 日

条例第 26 号

改正 昭和 50 年 3 月 25 日条例第 5 号

昭和 52 年 3 月 23 日条例第 10 号

昭和 53 年 6 月 26 日条例第 14 号

昭和 57 年 12 月 25 日条例第 23 号

昭和 62 年 3 月 17 日条例第 7 号

平成 4 年 3 月 30 日条例第 6 号

平成 5 年 6 月 25 日条例第 11 号

平成 10 年 3 月 30 日条例第 6 号

平成 26 年 6 月 20 日条例第 14 号

令和元年 6 月 14 日条例第 22 号

令和元年 9 月 19 日条例第 26 号

注 平成 26 年 6 月から改正経過を注記した。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、新富町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害又は宮崎県の災害弔慰金の補助事業の対象となる災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫

#### オ 祖父母

- (3) 死亡した者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平26条例14・一部改正)

#### (災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

#### (死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

#### (支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

#### (支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

#### (災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

#### (災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

#### (準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

#### (災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の

町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居が全壊、全焼又は流失により滅失した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援助資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援助資金の貸付けを受けたものと連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(令元条例 22・一部改正)

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項、第 16 条及び附則第 2 条第 1 項並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(令元条例 22・令元条例 26・一部改正)

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 25 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 23 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 53 年 6 月 26 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 25 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 17 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 25 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 30 日条例第 6 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 20 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以降に生じた災害より死亡した町民に係る災害弔慰金について適用する。

附 則（令和元年 6 月 14 日条例第 22 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援助資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 19 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、令和元年 8 月 1 日から適用する。

《生活福祉資金貸付の概要》 資料 3.6.2

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人	
総合支援資金	生活支援費	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活再建までの間に必要な生活費用</li> </ul>	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ・貸付期間:原則 3 月 (最長 12 月)	最終貸付日から 6 月以内	据置期間 経過後 10 年以内	保証人あり 無利子  保証人なし 年 1.5%	原則必要  ただし、保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</li> </ul>	40 万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から 6 月以内			
	一時生活再建費	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用</li> <li>就職・転職を前提とした技能習得に要する経費</li> <li>滞納している公共料金等の立て替え費用</li> <li>債務整理をするために必要な経費等</li> </ul>	60 万円以内				
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>生業を営むために必要な経費</li> <li>技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>障害者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費</li> <li>負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>災害を受けたことにより臨時に必要な経費</li> <li>冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>就職、技能習得等の支度に必要な経費</li> <li>その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	580 万円以内 <u>※資金の用途に応じて</u> <u>上限目安額を設定</u>	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から 6 月以内	据置期間 経過後 20 年以内	保証人あり 無利子  保証人なし 年 1.5%	原則必要  ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</li> </ul>	10 万円以内	貸付けの日から 2 月以内	据置期間 経過後 12 月以内	無利子	不要

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人	
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	<高校>月 3.5 万円以内 <高専>月 6 万円以内 <短大>月 6 万円以内 <大学>月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	据置期間 経過後 20 年以内	無利子	不要  ※世帯 内で 連帯 借受 人が 必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の 70% 程度 ・月 30 万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約終了 後 3 月以 内	据置期間 終了時	年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定 相続 人の 中か ら選 任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の 70% 程度（集合住宅の場合は 50%） ・生活扶助額の 1.5 倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

(厚生労働省ホームページより)

《母子・寡婦福祉金貸付の概要》 資料 3.6.3

(平成30年4月1日以降適用)

資金種別	貸付対象者	内 容 (貸付期間)	貸付限度額						返済期間	償還期限		
			個人	2,850,000 円								
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人	1,430,000 円					貸付の日から1年	償還期間経過後7年以内		
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人	1,430,000 円					貸付の日から6か月	償還期間経過後7年以内		
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要資金<就学期間中>	一般分月額(円)						当該学校卒業後6ヶ月	償還期間経過後20年以内<専修学校一般課程は5年以内>		
			高校・専修(高等)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000				
					自宅外	34,500	34,500	34,500				
			私立	自宅	自宅	45,000	45,000	45,000				
					自宅外	52,500	52,500	52,500				
			高等	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500			67,500	67,500
					自宅外	33,750	33,750	33,750			76,500	76,500
			私立	自宅	自宅	48,000	48,000	48,000			79,500	79,500
					自宅外	52,500	52,500	52,500			90,000	90,000
			短大(専修)	国公立	自宅	67,500	67,500					
					自宅外	76,500	76,500					
			私立	自宅	自宅	79,500	79,500					
					自宅外	90,000	90,000					
			大学	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500			67,500	
自宅外	76,500	76,500			76,500	76,500						
私立	自宅	自宅	81,000	81,000	81,000	81,000						
		自宅外	96,000	96,000	96,000	96,000						
専修(一般)			48,000	48,000								
大学院			132,000	132,000								
博士課程			183,000	183,000	183,000							
※特例加算あり(児童扶養手当額)												
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な費用(技能を習得する期間中5年を超えない範囲内)	一般	月額 68,000 円					返済期間満了後1年	償還期間経過後20年以内		
			特別	一括 816,000 円 (自動車運転免許取得) 460,000 円								
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内)	一般	月額 68,000 円					償還期間満了後1年	償還期間経過後6年以内		
			特別	特別 460,000 円 (自動車運転免許取得) ※特例加算あり(児童扶養手当額)								
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	就職するために必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般	100,000 円					貸付の日から1年	償還期間経過後6年以内		
	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童		特別	330,000 円								
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子家庭の児童 父子家庭の児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金(当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)	医療	一般 340,000 円 特別 480,000 円					医療又は介護を受ける期間終了後6ヶ月	償還期間経過後5年以内		
			介護	500,000 円								
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能習得期間の生活補給資金(3年以内)	月額 141,000 円 (生計中心者以外の者 月額69,000円)						知識技能習得期間終了後6ヶ月	償還期間経過後20年以内		
			医療及び介護を受けている期間の生活補給資金(1年以内)						医療又は介護を受ける期間終了後6ヶ月	償還期間経過後5年以内		
			母子(父子)家庭となつて7年未満の生活補給資金 (生計中心者以外の者 月額69,000円) ※養育費取得のための裁判費用 1,236,000円限度						貸付期間満了後6ヶ月	償還期間経過後8年		
			失業期間中の生活補給資金(就職した日の翌日から1年以内)						貸付期間満了後6ヶ月	償還期間経過後5年以内		
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ原則として所有する住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000 円 (特別な場合 2,000,000 円)						貸付の日から6ヶ月	償還期間経過後6年以内(特別な場合は7年以内)		
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居移転に伴う住居の借借に際し必要な資金	260,000 円						貸付の日から6ヶ月	償還期間経過後3年以内		
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)が就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小 学 校 40,600 円						卒業後6か月	償還期間経過後5年以内		
			中 学 校 47,400 円									
			高校・高等・専修学校	国公立	自宅通学	150,000 円						
					自宅外通学	160,000 円						
			私立の高校・専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	410,000 円						
					自宅外通学	420,000 円						
			大学・短大・専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	370,000 円						
					自宅外通学	380,000 円						
			私立	自宅通学	自宅通学	580,000 円						
					自宅外通学	590,000 円						
			大学院	国公立	自宅通学	380,000 円						
自宅外通学	590,000 円											
療養施設等		自宅通所	90,000 円									
		自宅外通所	100,000 円									
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(20歳以上の子含む)、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	結婚する子1人につき 300,000 円						貸付の日から6か月	償還期間経過後5年以内		

※貸付資金ごとに貸付要件を定めています。また、母子・父子福祉団体(複数の母子家庭の母等の共同企業を含む。)への貸付も行っています。詳しくは、お住まいの市町村役場又はお住まいの地域の県総合事務福祉課健康局へお問い合わせください。

※貸付の決定に当たっては、実際に必要となる経費等を確認した上で、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

※貸付金は、原則無利子です。ただし、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金以外の資金で、連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の利子が課せられます。

※償還率について

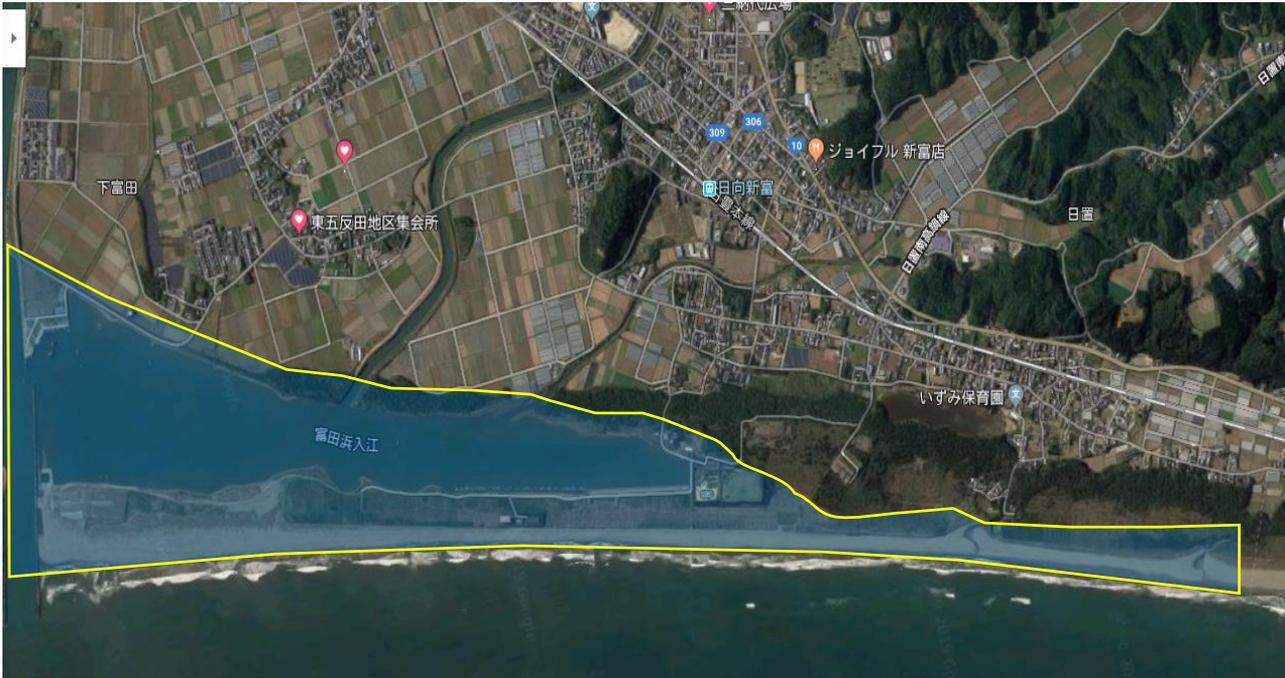
償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。

還 約 金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年5.0%の遅約金を徴収します。

《気象庁の震度階級》 資料 震 2.2.1

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0.5 未満	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
0.5 以上 1.5 未満	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
1.5 以上 2.5 未満	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
2.5 以上 3.5 未満	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5 以上 4.5 未満	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
4.5 以上 5.0 未満	5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるののがわかる。道路に被害が生じることがある。
5.0 以上 5.5 未満	5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5.5 以上 6.0 未満	6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0 以上 6.5 未満	6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5 以上	7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

《新富町の海岸地域》 資料 津 2.3.1



海岸地域とは、富田浜入江及び富田浜公園を含む新富町の海岸線の地域とする。

《津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書》 資料 波 2.8.1



西都市（以下「甲」という。）と新富町（以下「乙」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所（以下「丙」という。）は、甲及び乙が地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、平成 24 年 4 月 26 日付けで西都市及び新富町と西日本高速道路株式会社で締結した「津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書」第 13 条の規定に基づき、丙の管理する東九州自動車道（以下「高速道路」という。）の区域の一部を甲及び乙が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、西都市及び新富町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合に、丙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲及び乙が使用することについて必要な事項を定める。

（使用目的）

第 2 条 甲及び乙は、西都市及び新富町内に津波が襲来し、又はそのおそれがある場合、及び河川の氾濫又はそのおそれがある場合で、地域住民等が所定の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用する事ができるものとする。



（使用区域）

第 3 条 甲及び乙が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

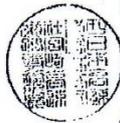
使用区域	所在地
丙が管理する高速道路区域のうち 別図に示す範囲	西都市黒生野

（地域防災計画への反映）

第 4 条 甲及び乙は本協定及び別途締結する覚書で定めた津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する事項について関係機関と調整の上、甲及び乙の地域防災計画に速やかに反映させるものとする。

（目的外の使用の禁止）

第 5 条 甲及び乙は、使用区域を第 2 条の目的及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）以外には使用しないものとする。



（使用期間）

第 6 条 甲及び乙が使用区域を使用できる期間は、西都市内及び新富町内に津波が襲来し、又は宮崎県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったとき（宮崎県に発令された津波警報が解除されたときまでを限度とする。）、及び河川氾濫のおそれが生じ甲乙から避難準備・勧告・指示等が発令されたときから解除されたときまでとする。

（使用料）

第 7 条 甲及び乙が第 2 条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）により使用区域を使用する際の使用料は、無償とする。

（原状復旧）

第 8 条 第 2 条の規定及びそれに付随する行為（甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む）による使用区域の一時使用に起因して高速道路区域内の道路施設が損傷したときは、甲と乙の協議の上、

甲又は乙の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲又は乙が丙と協議するものとする。

(安全対策)

第9条 甲及び乙は使用区域の使用に当たっては、避難方法及び避難者の安全確保について一切の責任を負うものとし、具体的安全対策について、丙と協議し、定めるものとする。

(平常時の運用)

第10条 甲及び乙は第5条を遵守するための必要な措置について、丙と協議し、定めるものとする。

(事前対策)

第11条 使用区域の使用に当たり、甲又は乙が丙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲及び乙はあらかじめ丙と協議の上、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

2 甲及び乙は第2条の目的を達するために必要な限度で丙の施設を管理することができるものとし、その詳細は別途、甲乙丙協議するものとする。

(損害賠償)

第12条 甲又は乙は、一時使用又は事前対策により丙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、甲と乙の協議の上、速やかに丙に届け出て、甲又は乙の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 第2条の規定及びそれに付随する行為(甲乙丙の事前協議のもと行われる訓練を含む)による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、丙は一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙丙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

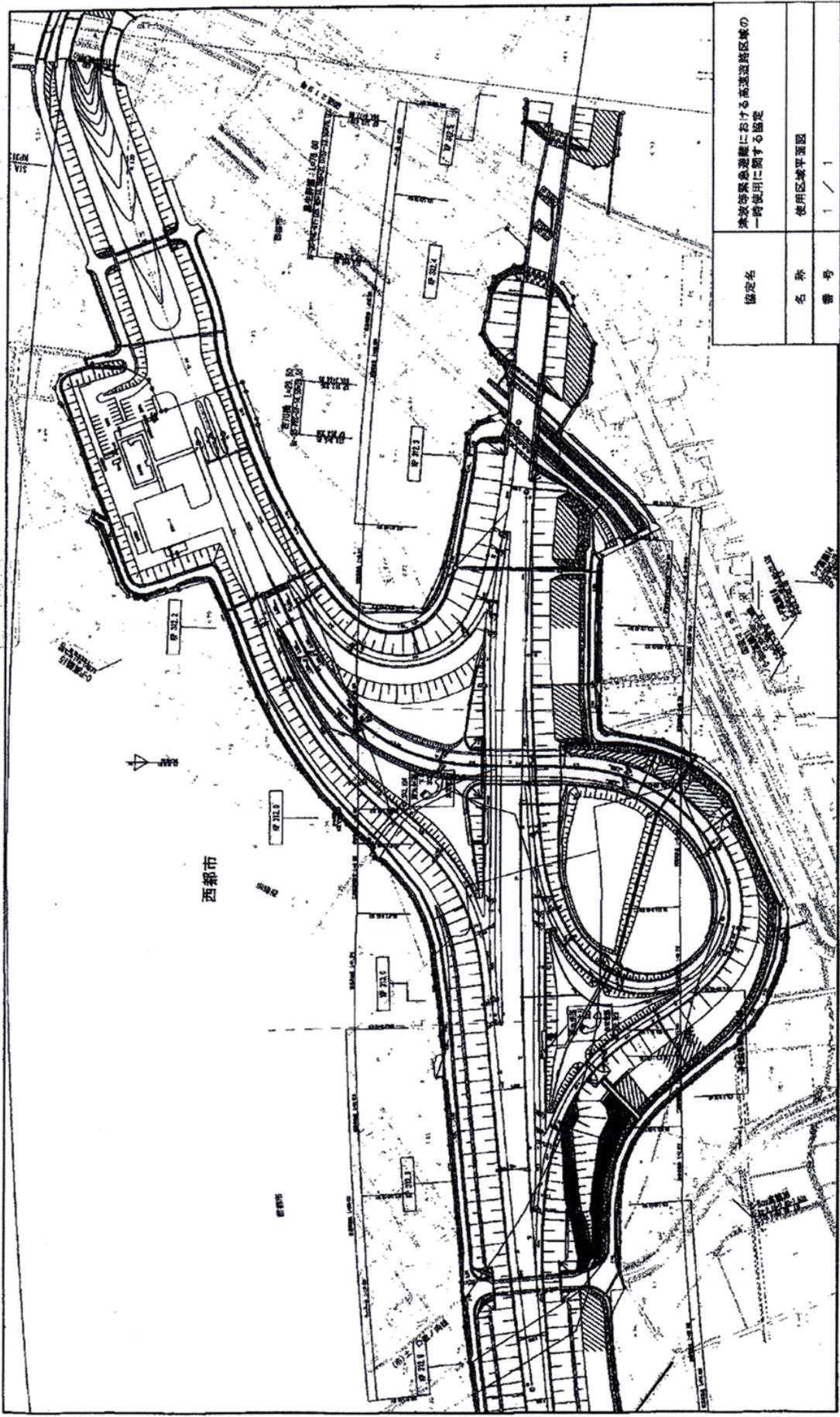
2 甲乙又は丙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26 年 3 月 17 日



西都市	1/1	1
名称	西都市西區區界線	
比例尺	西都市西區區界線の全長に關する測量結果表	

《津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書》 資料 波 2.8.2

津波時における一時避難施設としての使用に関し、新富町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 弘成会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新富町内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「津波避難ビル」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

名 称	特別養護老人ホーム しんとみ希望の里
所 在 地	新富町大字下富田629-5
所 有 者	社会福祉法人 弘成会
構 造 等	鉄筋コンクリート造 3階建
建 築 年	平成25年
増改築年	—
耐震診断	—
耐震改修	—

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を津波避難ビルとして使用するものとする。

避難場所	3階屋上（約190㎡）
収容人数	約190名
避難経路	施設東側外部階段
入 口	施設東側

（施設変更の報告）

第5条 乙は、津波避難ビルの増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条に基づき一時避難施設として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第7条 津波避難ビルの使用料は無料とする。

(避難対象者)

第8条 津波避難ビルへの避難対象者は当該施設の近隣住民を基本とするが、当該地区において就労中又は通過中の者も同様とする。(以下「地域住民等」という。)

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 津波避難ビルが一時避難施設として使用された場合、一時避難により生じた施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等自然災害により損傷した部分を除く。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、津波避難ビルに地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第11条 津波避難ビルの使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときから、津波警報の解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第12条 甲は、この協定により町民から見やすい箇所に「津波避難ビル」の表示をし、広報誌及び町ホームページ等を用いて町民に対して周知するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月7日